

序 章

1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度（2005年度）までの計画として平成8年（1996年）2月に策定しました。この計画を受け、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年（2006年）3月にその一部を改訂し、第2期環境基本計画を策定しました。また、平成27年度（2015年度）をもって第2期環境基本計画が最終年度となったため、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする第3期鎌倉市環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり8つの目標の柱と16の目標の項目にまとめました。

8つの目標の柱		16の目標の項目	
1	地球環境の保全	①	地球環境
2	人の健康の保護と生活環境の保全	②	大気
		③	水・土
		④	化学物質・放射性物質
		⑤	音
3	歴史的・文化的環境の確保	⑥	歴史的遺産
4	良好な都市環境の創造	⑦	緑・水辺
		⑧	景観
		⑨	美化
5	健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	⑩	生態系の保全
		⑪	自然とのふれあい
6	循環型社会の構築	⑫	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
		⑬	健全な水循環の推進
		⑭	エネルギーの有効利用
7	災害と環境への取り組み	⑮	災害により想定される環境負荷への取り組み
8	環境教育の推進	⑯	環境教育

「かまくら環境白書」令和6年度（2024年度）版では、計画の16の目標の項目ごとに令和5年度（2023年度）における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。
- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

2 令和5年度（2023年度）における「環境」をめぐる動き

私たちが日常で利用する自動車による大気汚染や騒音などの交通公害、一般家庭などからの排水による河川の汚濁、廃棄物の問題などいわゆる都市生活型公害、さらに地球温暖化といった地球規模の問題、人の営みやそれを支える施設が水の健全な循環に影響を与えているという水循環に関わる問題など、環境問題は多様化・複雑化が進んでいます。また、こういった様々な環境問題に対して、自ら主体的に行動し、多様なアプローチから持続可能な社会を構築していける環境保全の担い手を育てることも重要であると考えられています。

（地球温暖化対策計画）

C O P 21 で採択されたパリ協定や平成 27 年（2015 年）7 月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が平成 28 年（2016 年）5 月に閣議決定されました。

計画では、令和 12 年度（2030 年度）に平成 25 年度（2013 年度）比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

国はこの計画を 5 年ぶりに改定し、令和 3 年（2021 年）10 月 22 日に閣議決定し、日本が令和 32 年（2050 年）カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、令和 3 年（2021 年）4 月に、令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを踏まえて、新たな令和 12 年度（2030 年度）目標の裏付けとなる対策・施策の記載を行いました。

●国際的な動向

令和 5 年度（2023 年度）は 11 月 30 日から 12 月 13 日までの間、気候変動枠組条約第 28 回締約国会議（COP28）が、アラブ首長国連邦（UAE）・ドバイで開催されました。主な成果として、パリ協定の実施状況を検討し、長期目標の達成に向けた全体としての進捗を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての決定が採択されました。また、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性、令和 7 年（2025 年）までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象とした排出削減、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献が明記され、パリ協定第 6 条、都市レベルの取組み、持続可能なライフスタイルへの移行等の重要性についても盛り込まれました。

第1章 地球環境の保全

1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、持続可能な地球環境の実現をめざします。

◆目標達成するための指標

鎌倉市域における令和12年度（2030年度）の二酸化炭素排出量を、平成25年度（2013年度）に比べ46%削減する（地球温暖化緩和策）。

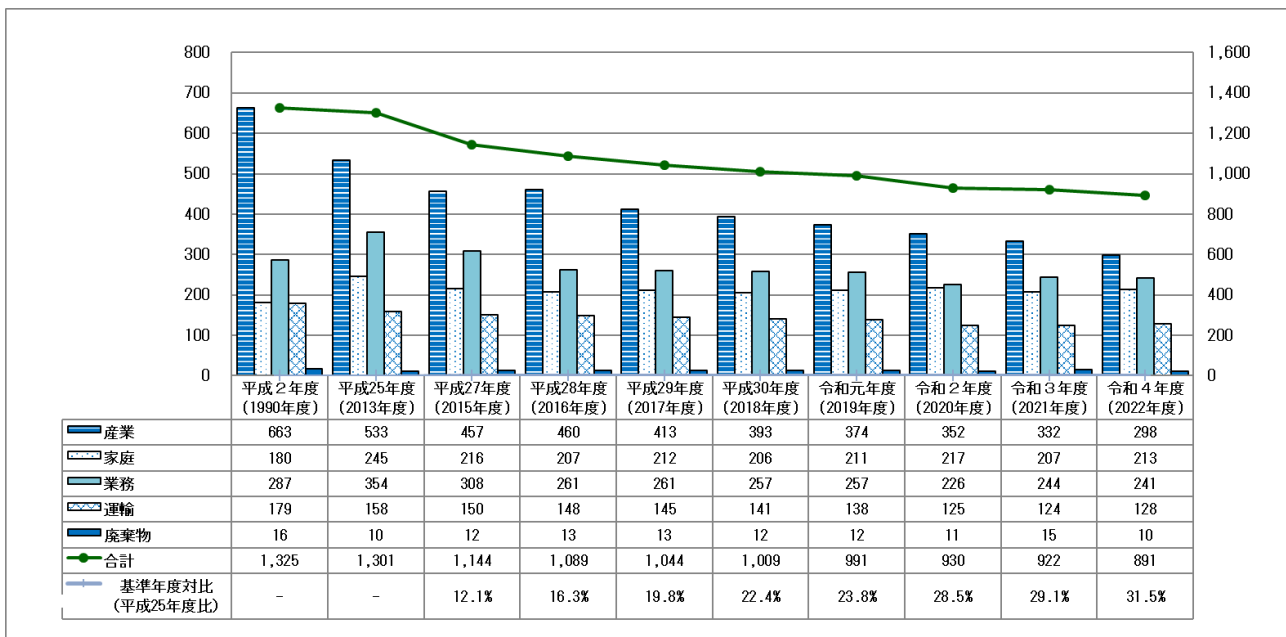
気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す（地球温暖化適応策）。

我が国で排出される温室効果ガスのうち、92パーセント以上が二酸化炭素です。

本市の二酸化炭素排出量の推移は基準年度である平成25年度と比較すると年々、減少傾向にあり、令和4年度では31.5%の二酸化炭素排出量を削減しています。

しかし、部門別二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成2年度（1990年度）に比べ減少しているのに対し、業務部門、家庭部門は増加しています。原因として業務部門においては、商業施設の増加や設備機器、OA機器の増加、家庭部門においては世帯数の増加、電化製品の種類の増加、電化製品の保有台数の増加、電化製品の大型化など様々な要因が考えられ、さらなる省エネの取組に加え、エネルギーマネジメントなどによるエネルギー消費のスマート化の推進をいかに進めていくかが温室効果ガス削減に向けて重要となると考えます。

単位：千t-CO₂



グラフ1-1 鎌倉市の部門別二酸化炭素排出量の推移（出典：環境省自治体排出量カルテ）

※環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」部門別CO₂排出量の現況推計のデータ、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver.1.0）（平成29年3月）」（以下「算定手法編」といいます。）の標準的手法に基づくCO₂排出量推計データに基づき統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」の焼却処理量から推計しています。

※二酸化炭素以外の温室効果ガスは工業や農業プロセスから排出される割合が高いため、工業及び農業が盛んではない鎌倉市では温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であることがデータでも示されています。そのため、二酸化炭素のみを計算の対象としています。

※統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

(1) 温室効果ガス等排出量の現状

●わが国の状況

＜環境政策課＞

国は平成 22 年(2010 年) 1 月、気候変動枠組条約事務局に令和 2 年(2020 年)の温室効果ガス排出削減量について平成 2 年(1990 年)比で 25%削減する旨を提出し、地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップに中期目標値 25%削減を掲げて取組を進めてきました。

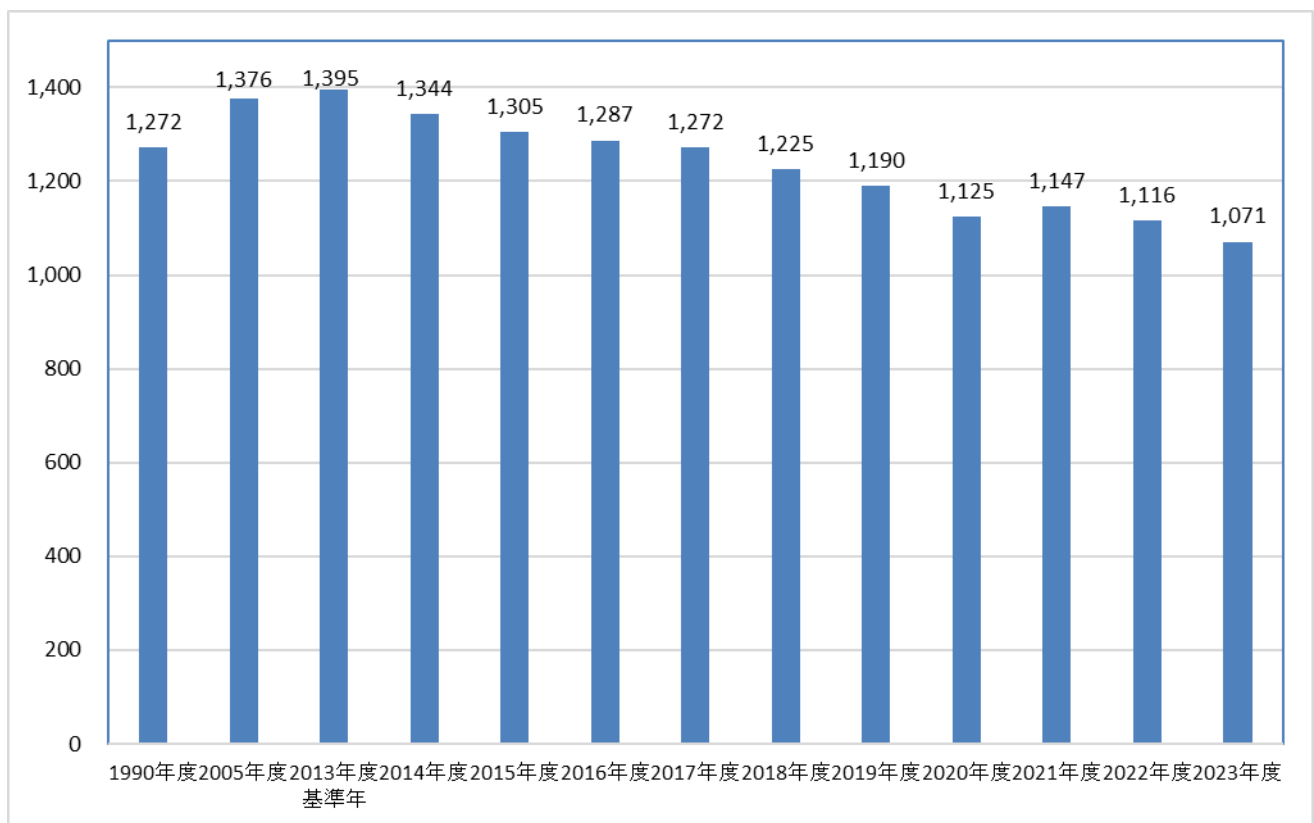
しかし、平成 23 年(2011 年) 3 月の東日本大震災の発生により原子力発電が稼働停止し、火力発電の稼働割合が増加したことなどに伴い電力排出原単位が上昇し 25%削減の目標達成が困難な状況になり、平成 25 年(2013 年)11 月、国は平成 17 年(2005 年)比で 3.8%削減と経済成長との両立をめざした現実的な目標を発表しました。

平成 27 年(2015 年)には、気候変動に関する令和 2 年(2020 年)以降の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されたことを受けて国では平成 29 年(2017 年)に「地球温暖化対策計画」を策定し、その中で令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 26%削減することを中期目標としました。なお、令和 7 年(2025 年) 4 月現在の目標は 46%となっています。

令和 5 年度(2023 年度)のわが国の温室効果ガス総排出量は、10 億 7,100 万 t-CO₂で、平成 25 年度(2013 年度)と比べて、23.3% (3 億 2,440 万 t-CO₂) 減少し、平成 17 年度(2005 年度)比においても 22.2% (3 億 500 万 t-CO₂) の減少となりました。(出典：環境省 2023 年度(令和 5 年度)温室効果ガス排出・吸収量)

平成 25 年度(2013 年度)と比べて減少した要因としては、エネルギー消費量の減少及び電力の脱炭素化(再エネ拡大及び原発再稼働)に伴う電力由来の CO₂排出量が減少したこと等が挙げられます。

令和 5 年度(2023 年度)までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ 1-2 のとおりです。



グラフ 1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移

※環境省、「環境省_2023 年度の温室効果ガス排出量(確定値)について」,

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg-mrv/emissions/index.html>>, (2025 年 4 月)

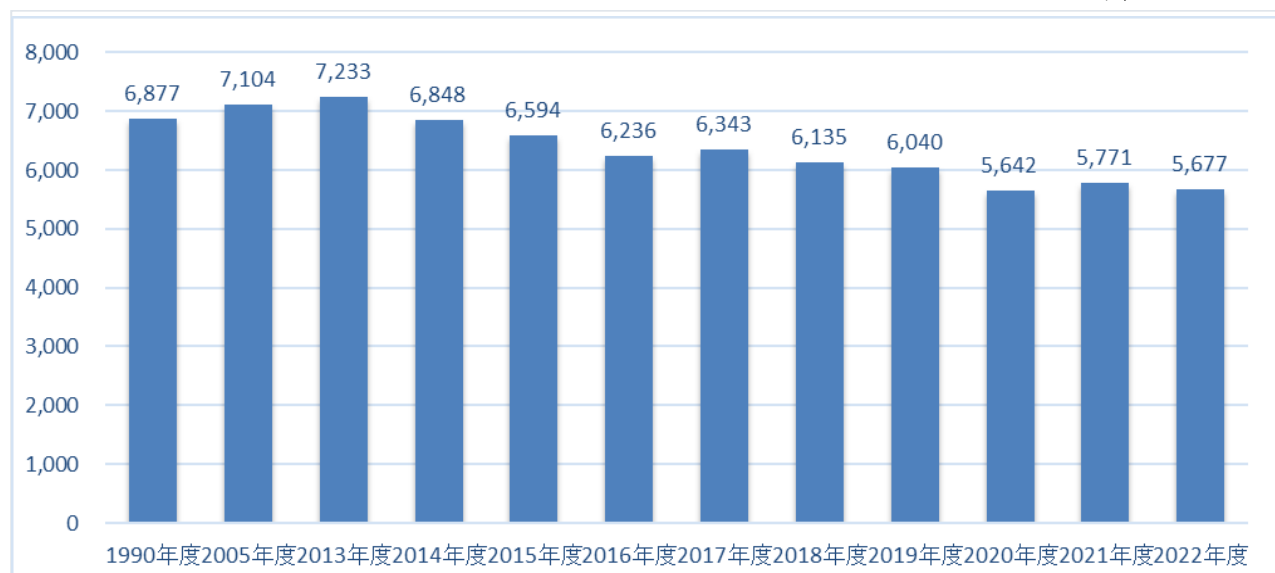
※統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

●神奈川県の場合

<環境政策課>

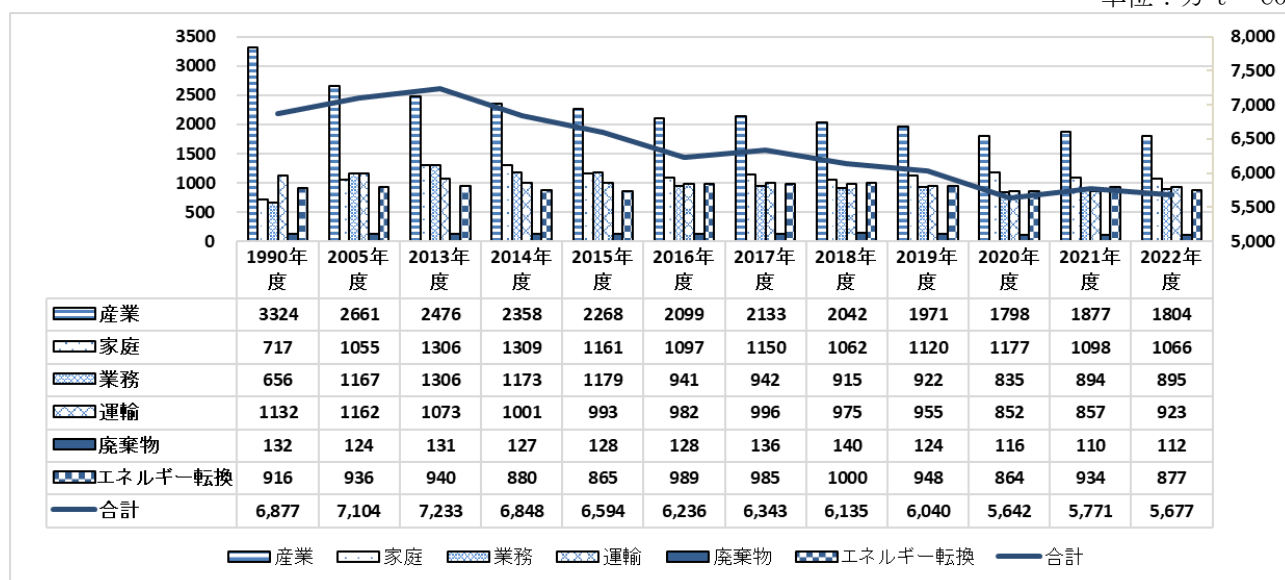
令和4年度（2022年度）の二酸化炭素排出量は5,677万t-CO₂で、前年度に比べて1.6%（94万t-CO₂）減少しました。令和4年度（2022年度）の排出量が前年度と比べて減少したのは、エネルギー転換部門、産業部門、家庭部門からの排出量が減少したことによります。部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-4のとおりです。（出典：神奈川県 県内の温室効果ガス排出量推計結果）

単位：万t-CO₂



グラフ1-3 神奈川県の二酸化炭素排出量の経年変化

単位：万t-CO₂



グラフ1-4 神奈川県の部門別二酸化炭素排出量の推移

※グラフ1-3, 1-4 出典：神奈川県、「県内の温室効果ガス排出量(速報値)推計結果」

<<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f417443/index.html>>，（2025年3月）

※統計資料が遡及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。

(2) 地球温暖化対策の推進

●鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）の推進

＜環境政策課＞

平成 20 年(2008 年) 6 月の改正で追加された、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項に規定された地方公共団体実行計画（区域施策編）として、国、県の地球温暖化対策と整合を図りながら、平成 20 年（2008 年）3 月に策定した鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を引き継ぎ発展させた計画として策定しました。この計画について、令和 4 年(2022 年)には、令和 3 年(2021 年) 4 月に国が 2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すことを表明したことや、同年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律などを踏まえて見直しを行い、温暖化緩和策の目標として「鎌倉市域における令和 12 年度(2030 年度)の二酸化炭素排出量を、平成 25 年度(2013 年度)に比べ 46%削減する」、温暖化適応策の目標として「気候変動適応を推進し、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す」と新たな目標を掲げました。

なお、地球温暖化対策の取り組みとして、令和 5 年度（2023 年度）は次の事業に取り組みました。

- ・地球環境教育講座
- ・環境月間／省エネ月間パネル展示
- ・省エネナビ・エコワットの貸出
- ・児童向け環境教育事業（らんま先生の eco 実験パフォーマンスショー）
- ・地球温暖化に関するアンケート実施
- ・鎌人いち場へ出展

●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

＜環境政策課＞

①ISO14001 認証取得事業所

「ISO14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約 13,000 事業所がこの規格を認証取得しており、市内でも 10 事業所程度が認証取得しています。認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

②エコアクション 21（E A 21）認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション 21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「ISO14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。現在、全国で約 7,500 事業所がこの規格を認証取得しています。市内では 4 事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション 21」認証登録事業所の状況は、エコアクション 21 中央事務局のホームページで確認できます。

③かまくらエコアクション 21 参加登録事業所

「かまくらエコアクション 21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション 21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

登録にあたっては専門のアドバイザーが無料で経営に合わせた取り組みをわかりやすくサポートします。規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション 21」あるいは「ISO14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

令和 7 年(2025 年) 3 月末現在、表 1-1 のとおり 8 事業所が参加登録しています。

表 1-1 かまくらエコアクション 21 環境活動レポート提出事業者

	かまくらエコアクション21 参加登録事業所名	業 種	登録年月日
1	リネックス有限会社	サービス業(廃棄物処理業)	平成18年7月11日
2	湘南モノレール株式会社	鉄道業	平成19年4月4日
3	公益財団法人鎌倉市公園協会	市内公園管理	平成19年8月9日
4	Internet株式会社	製造業	平成28年12月26日

●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）

＜環境政策課＞

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、「グリーン契約」とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号、通称グリーン購入法）が平成 13 年（2001 年）4 月に施行されました。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成 19 年法律第 56 号、通称環境契約法）が平成 19 年（2007 年）11 月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成 14 年（2002 年）12 月に「鎌倉市グリーン購入基本方針」を策定し、平成 26 年（2014 年）3 月の電気の供給を受ける契約の内容の見直しを含め、4 回の一部見直しを行いました。

平成 15 年度（2003 年度）に 81 品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、令和 5 年度（2023 年度）は調達方針の改正により 287 品目としました。令和 5 年度（2023 年度）の分野別の調達率は表 1-2 のとおりです。

表１－２ 市役所における令和５年度調達物品に対するグリーン適合品調達率

分野	調達率
紙類	88.1%
文具類	91.5%
オフィス家具等	87.3%
画像機器等	98.3%
電子計算機等	57.8%
オフィス機器等	74.8%
移動電話	100.0%
家電製品	88.7%
エアコンディショナー等	100.0%
温水器等	100.0%
照明	100.0%
自動車等	—
消火器	100.0%
制服・作業服	47.5%
インテリア・寝装寝具	100.0%
作業手袋	83.0%
その他繊維製品	55.5%
設備	—
防災備蓄用品	100.0%
公共工事（資材）	90.0%
公共工事（建設機械）	100.0%
公共工事（工法）	100.0%
公共工事（目的物）	100.0%
役務	94.4%
ごみ袋等	81.0%

(3) その他地球環境問題への対応

●使用木材の適正な選定

＜公的不動産活用課＞

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

●特定フロン回収事業

＜環境センター＞

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。

名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表 1-5 のとおりです。

表 1-3 特定フロン処理量の推移

	CFC-12 (kg)	HCFC-22 (kg)	混合 (kg)	HFC-134a (kg)
令和 2 年度	—	—	—	37.2
令和 3 年度	—	4.6	—	7.1
令和 4 年度	—	8.6	—	22.4
令和 5 年度	—	5.1	—	20.4

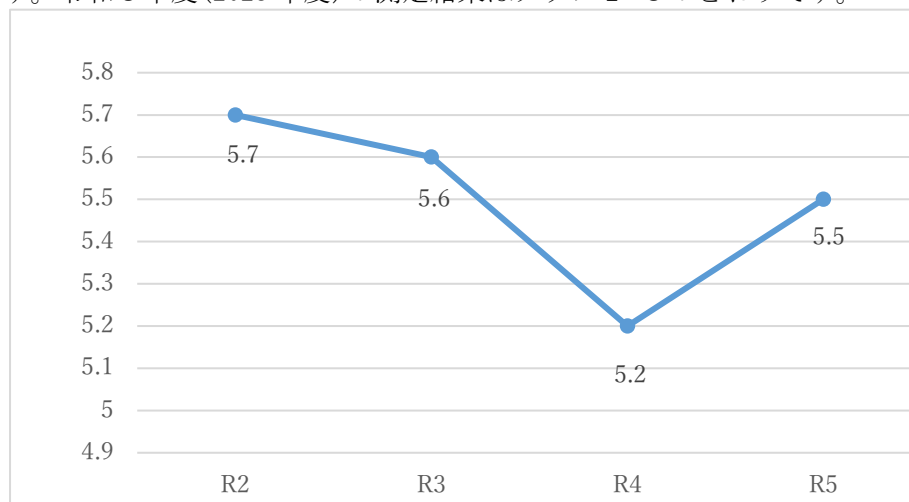
※CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボンを、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。

●酸性雨の状況

＜環境保全課＞

酸性雨とは、水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物が原因とされています。

本市では平成6年度(1994年度)から簡易測定による調査を実施しており、市役所中庭で雨水の採取を行っています。令和5年度(2023年度)の測定結果はグラフ 1-5 のとおりです。



グラフ 1-5 pH 測定結果

(4) 地球市民としての環境活動

●かながわ地球環境保全推進会議への参加

＜環境政策課＞

かながわ地球環境保全推進会議は、地球サミットにおける「アジェンダ 21」の採択を受け、わが国で初めて採択されたローカルアジェンダ「アジェンダ 21 かながわ」の推進母体として平成 5 年（1993 年）に設置されました。

その後、推進会議では、県民、企業、NPO 等、行政の協働によって、神奈川地球環境保全行動指針国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成 15 年（2003 年）に「新アジェンダ 21 かながわ～持続可能な社会への道しるべ～（新アジェンダ）」が新たに採択されました。

平成 23 年（2011 年）5 月には、東日本大震災にともなう電力需給の逼迫を踏まえた節電と地球温暖化防止の取組みを推進するため、「緊急アジェンダ宣言（行動宣言）-東日本大震災にともなう地球温暖化防止緊急行動指針-」を採択し、「マイアジェンダ登録・節電バージョン」の普及に取り組みました。

平成 27 年（2015 年）7 月に改訂新アジェンダ 21 かながわ「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ」を採択し、「マイエコ 10 宣言」の普及を図っています。「エコ 10（てん）」は、行動宣言の項目が 10 個あること及び地球環境保全に取り組むきっかけとして、一人ひとりが 90 の行動メニューから、まずは 10 個の行動メニューを選んで「マイエコ 10（てん）宣言」をつくり、実践することを表しています。

※マイエコ 10 宣言は令和 6 年 3 月末をもって、新規受付を終了しています。

行動宣言の項目は次のとおりです。

- 1 再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの取組を拡大します
- 2 3R の取組を拡大します
- 3 廃棄物の適正処理を徹底します
- 4 きれいな空気と星空をつくれます
- 5 将来にわたってきれいで豊かな水を確保します
- 6 里地里山、森林、水辺の豊かな自然を守る取組を拡大します
- 7 農林水産業への理解を深め、地産地消の取組を拡大します
- 8 みんなが参加して環境と共生するまちをつくれます
- 9 環境に配慮したライフスタイルや事業活動を拡大します
- 10 環境への関心を高め、学び、行動する人を増やします

●地域間交流

＜環境政策課＞

令和 5 年度（2023 年度）は 6 市 2 町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、寒川町、大磯町）の担当者による情報交換会を本市にて開催し、温暖化対策のための補助金に係る令和 6 年度予算要求等の状況や、そのほか各市町からの提出議題について情報交換を行いました。

第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

1 大気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

二酸化窒素などの大気汚染物質	環境基準の達成
ベンゼンなどの有害大気汚染物質	環境基準の達成
大気中のダイオキシン類	環境基準の達成

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。二酸化窒素などの大気汚染物質は、環境基準を達成しています。また、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。ベンゼンなどの有害大気汚染物質においては、市内での測定はありませんが、県内のすべての測定地点で、環境基準を達成しています。ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、県の常時監視の動向を注視していきます。

（1）工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場（固定発生源）や自動車（移動発生源）などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）があります。

鎌倉市役所屋上で測定した二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダントについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（令和5年度（2023年度）鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 I 大気、III 化学物質をご参照ください。

●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

＜環境保全課＞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）では、公害の防止など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。

条例の施行後、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、神奈川県は条例を改正し平成23年（2011年）7月22日に公布、平成24年（2012年）10月1日に施行しました（令和2年10月改正により制度が一部変更）。

この制度は、指定事業所の環境配慮の実効性をより明確にするために、環境管理事業所の自主管理能力の評価手法を改め、環境管理事業所の要件に適合した場合に認定をし、さらに、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している当該事業所を「優良環境管理事業所」として認定することにしました。

改正した条例に基づく、令和5年度（2023年度）の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、優良環境管理事業所認定数（環境配慮推進事業所登録数）は、表2-1のとおりです。

※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。

※環境管理事業所・優良環境管理事業所（環境配慮推進事業所）とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。優良環境管理事業所（環境配慮推進事業所）については、設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
指定事業所	112	111	110	109
環境管理事業所	4	1	1	1
優良環境管理事業所(環境配慮推進事業所)※ ¹	3	3	3	3

※指定事業所数は、神奈川県提供

※¹令和 2 年 10 月 1 日より、優良環境管理事業所となった。条例改正により手続き方法が変更になったことから環境管理事業所数が減少

●一般環境大気測定

<環境保全課>

①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には神奈川県の一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
二酸化硫黄 SO ₂	○	○	○	○
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	○	○	○	○
光化学オキシダント OX	×	×	×	×

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、―は未実施を示す。

※微小粒子状物質 PM2.5 は平成 25 年(2013 年)11 月より測定開始。

② 鎌倉市による測定

市では、神奈川県の一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っていました。有害大気汚染物質の測定は経年環境基準を遵守できていることから事業の見直しにより令和元年度(2019 年度)をもって廃止となっています。令和元年度(2019 年度)までの環境基準の適合状況については表 2-3 のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気的环境基準の適合状況

項 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ベンゼン	○	○	○	○
トリクロロエチレン	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成 13 年(2001 年)4 月 20 日、その他のものは平成 9 年(1997 年)2 月 4 日に環境基準が設定されています。

●大気のダイオキシン類調査

<環境保全課>

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成 10 年度(1998 年度)から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の施行により、平成 12 年度(2000 年度)からは神奈川県が実施しています。

令和 5 年度(2023 年度)のダイオキシン類の濃度調査結果は、表 2-4 のとおり、環境基準を達成していました。

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m³

項 目	濃 度			環境基準
	夏季	冬季	年平均値	
ダイオキシン類	0.050	0.013	0.031	0.6 以下

※平成 12 年（2000 年）1 月 15 日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナー PCB）の 3 物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第 68 号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m³ 以下と規定されています。

※p g（ピコグラム）：重量を表す単位で、1 兆分の 1 グラムを指します。

※TEQ（毒性等量）：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量を表します。

●クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

＜環境センター（名越・今泉クリーンセンター担当）＞

市では、名越クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。（一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、22 ページの「一般廃棄物最終処分場周縁地下水のダイオキシン類調査」でまとめています。）

調査の結果、表 2-5 のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

（名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準（5 ng-TEQ/m³N）より低い 1 ng-TEQ/m³N を目指した改修を行いました。なお、今泉クリーンセンターでは、焼却停止に伴い、平成 27 年（2015 年）3 月 31 日をもって 2 号炉を廃止しました。）

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

	名越クリーンセンター		今泉クリーンセンター		排出基準
調査年月日	令和 5 年 11 月 28 日	令和 5 年 12 月 22 日	－		
	1 号炉	2 号炉	1 号炉	2 号炉	
排出ガス	0.0270	0.0610	廃止	廃止	5 以下

※m³N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度 0℃、1 気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g（ナノグラム）：重量をあらわす単位で 10 億分の 1 グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

●山崎浄化センターの汚泥焼却排ガスのダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、汚泥焼却排ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

令和 5 年度（2023 年度）の測定結果は、表 2-6 のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-6 汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m³N

検体	測定値	排出基準
汚泥焼却施設排ガス	0.00022	5 以下

※m³N：排出ガス等の体積をあらわす便宜的単位。温度 0℃、1 気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g（ナノグラム）：重量をあらわす単位で 10 億分の 1 グラムを指します。

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準（1時間値が0.06ppm）の2倍以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される光化学スモッグ注意報の状況をみると、表2-7のとおり、令和5年度（2023年度）には県内で2回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では1回の発令がありました。

表2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

項目 \ 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発令日数県全体(日)	2	6	4	2
湘南地域(日)	0	2	0	1
被害者数県全体(人)	0	3	0	0
湘南地域(人)	0	0	0	0
本市(人)	0	0	0	0

～PM2.5（微小粒子状物質）への対応について～

鎌倉市では、神奈川県においてPM2.5の高濃度予報が発令された場合には、注意喚起を促すために防災行政用無線、防災・安全情報メール等でお知らせすることとしています。

また、神奈川県ではPM2.5の常時監視を行い、測定結果等をホームページに掲載しています。

鎌倉市内では市役所屋上及び岡本にて測定を行っており、令和5年度（2023年度）の結果は以下のとおりです。

- ・市役所：長期基準 $8.4 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）、短期基準 $19.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）であり、環境基準を達成しています。
- ・岡本：長期基準 $8.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）、短期基準 $18.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ （適合）であり、環境基準を達成しています。

※PM2.5（微小粒子状物質）とは…大気中に浮遊している粒子のうち、粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下の微小な粒子を“微小粒子状物質（PM2.5）”といいます。粒子状物質は主に呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼすため、さらに小さな微小粒子状物質（PM2.5）は肺の奥まで達し、呼吸器系・循環器系及び肺がんの疾患が懸念されています。

(2) 自動車交通公害対策の推進

●自動車排出ガス等環境調査

＜環境保全課＞

神奈川県自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について常時監視を行っており、全ての項目において、環境基準を達成していました。令和5年度（2023年度）の環境基準の適合状況は表2-8のとおりです。なお、平成15年（2003年）10月1日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
二酸化窒素 NO ₂	○	○	○	○
一酸化炭素 CO	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、－は未実施。微小粒子状物質（PM2.5）は平成25年（2013年）11月より測定開始。

●鎌倉地域の地区交通計画

＜都市計画課＞

鎌倉地域の地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要マネジメント（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成13年（2001年）10月から「七里ガ浜パーク&レールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年12月から「由比ガ浜パーク&ライド」、平成18年（2006年）4月から「江の島パーク&レールライド」、平成20年（2008年）3月から「稲村ガ崎パーク&レールライド」令和3年（2021年）7月から「大船・江の島パーク&ライド」及び「大船・鎌倉パーク&ライド」を開設しました。利用状況は、表2-9のとおりです。

表2-9 パーク&ライド等の利用状況

施策名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況
七里ガ浜パーク&レールライド	118	213	209	469	303	1,061	304	566
由比ガ浜パーク&ライド	8	2	0	0	0	0	213	325
江の島パーク&レールライド	138	642	209	954	303	1,936	304	1,492
稲村ガ崎パーク&レールライド	137	555	209	908	303	2,298	289	1,539
大船・江の島パーク&ライド			225	240	365	662	366	562
大船・鎌倉パーク&ライド			214	28	365	106	366	33
鎌倉フリー環境手形A	137	2,175	126	942	362	4,654	363	4,679

※パーク&ライドの単位は「台」、鎌倉フリー環境手形の単位は「枚」。

※由比ガ浜パーク&ライドは令和5年（2023年）9月1日から再開。

※稲村ガ崎パーク&レールライドは令和6年（2024年）3月17日から休止。

① 七里ガ浜パーク&レールライド

鎌倉地域から西へ約4km離れた七里ガ浜にある国道134号沿いの駐車場(約350台)を利用し、徒歩約1分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金とを合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

運用開始日	平成13年(2001年)10月6日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間:10時~16時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,850円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電全線(藤沢駅~鎌倉駅)の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は300円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚800円・小人1枚400円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)・鎌倉プリンスホテル

② 由比ガ浜パーク&ライド(※発売休止中)

鎌倉地域の南側に位置する国道134号沿いの県営由比ガ浜地下駐車場(約188台)を利用し、徒歩約8分の江ノ電和田塚駅、由比ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。5時間分の駐車料金と江ノ電(鎌倉駅~長谷駅)及び指定5路線のバスが1日乗り放題のきっぷが1枚セットされています。

運用開始日	平成13年(2001年)12月1日(土)
運用日等	1月1日~3日、7・8月を除く毎日(チケット発売時間:9時~15時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	○自動車1台当たり1,700円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電(鎌倉駅~長谷駅)と指定5路線のバスが1日乗り放題のきっぷ1枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は210円/30分 ○2名以上でご利用の方は、別途「フリー切符」を追加購入するか、「鎌倉フリー環境手形」(大人900円・こども450円)を購入 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県・江ノ島電鉄(株)・(株)江ノ電バス・京浜急行バス(株)・日本パーキング(株)パーキングサポートセンターグループ(グループ代表:日本パーキング(株))

③ 江の島パーク&レールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道134号沿いの駐車場(約200台)を利用し、徒歩約10分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

運用開始日	平成18年(2006年)4月29日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間:6時50分~17時)
利用対象	普通乗用車

利用料金	自動車 1 台当たり 2,020 円 【内訳】 ○ 5 時間分の駐車料金 ○ 江ノ電全線（藤沢駅～鎌倉駅）の 1 日フリー切符 2 枚 【特典】 ○ 協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○ 5 時間を超えた場合の駐車料金は通常期 30 分 200 円、繁忙期 30 分 250 円（詳細は駐車場 HP） ○ 同乗者のフリー切符の追加購入は、大人 1 枚 800 円・小人 1 枚 400 円 ○ 駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)

④ 稲村ガ崎パーク&レールライド（※発売休止中）

稲村ガ崎の国道 134 号沿いの駐車場（約 50 台）を利用し、徒歩約 3 分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6 時間分の駐車料金と江ノ電の 1 日フリー切符が 2 枚セットされています。

運用開始日	平成 20 年（2008 年） 3 月 1 日（土）
運用日等	7・8 月を除く毎日（チケット発売時間：6 時 50 分～17 時）
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車 1 台当たり 1,890 円 【内訳】 ○ 6 時間分の駐車料金 ○ 江ノ電全線（鎌倉駅～藤沢駅間）の 1 日フリー切符 2 枚 【特典】 ○ 協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○ 6 時間を超えた場合の駐車料金は 400 円／1 時間 ○ 同乗者の 1 日乗車券の追加購入は、大人 1 枚 800 円・小人 1 枚 400 円 ○ 駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県道路公社・江ノ島電鉄(株)

⑤ 大船・江の島パーク&ライド

鎌倉や江の島の玄関口である大船駅付近の「NPC 大船駅前パーキング（約 200 台）」に車を停めて、「湘南モノレールの 1 日フリーきっぷ」を購入して観光していただくことで、駐車料金の割引が受けられるシステムです。

運用開始日	令和 3 年（2021 年） 7 月 1 日（木）
運用日等	毎日（割引処理対応時間：10 時 00 分～23 時 00 分）
利用対象	普通乗用車
利用方法	① 「NPC 大船駅前パーキング」に駐車する※駐車券は必ず持参する必要があります ② 湘南モノレールの「1 日フリーきっぷ」を購入して、観光スタート ③ お帰りの際、湘南モノレール大船駅の駅員に、「駐車券」と「1 日フリーきっぷ」を提示して、駐車券の割引処理を受け、駐車場で精算する 【割引額】 平日：200 円引き（例：最大料金：800 円→600 円） 休日：300 円引き（例：最大料金：1,000 円→700 円） ○ 駐車場は、一般駐車場利用者との共用 ○ 大船・鎌倉パーク&ライドと併用利用が可能
事業主体	日本パーキング株式会社・湘南モノレール株式会社

⑥ 大船・鎌倉パーク&ライド

鎌倉や江の島の玄関口である大船駅付近の「NPC 大船駅前パーキング（約 228 台）」に車を停めて、対象の市内 5 つの文化施設のうち、1 施設でも利用すると、観覧料等の割引と駐車料金の割引が受けられるシステムです。

運用開始日	令和 3 年（2021 年）7 月 1 日（木）
運用日等	毎日（ただし、市内文化施設の休館日を除く）
利用対象	普通乗用車
利用方法	①「NPC 大船駅前パーキング」に駐車する※駐車券は必ず持参する必要があります ②各自、公共交通機関等をご利用のうえ、対象の市内 5 つの文化施設の中から、目的の施設（1 施設でも OK）を来訪する（市内文化施設の開館状況につきましては事前にお調べいただくことをお勧めいたします） ③対象の市内文化施設を利用する際に、「駐車券」を提示して、観覧料等の割引を受け、駐車サービス券を貰う 〔割引対象となる市内文化施設〕 鎌倉国宝館 鎌倉歴史文化交流館 鎌倉市鐺木清方記念美術館 鎌倉文学館＜現在休館中＞ 鎌倉市川喜多映画記念館 ④お帰りの際、駐車場で駐車券とともに駐車サービス券をご使用のうえ、精算する 【割引額】 〔観覧料等の割引〕 対象の市内文化施設の観覧料等が 50 円引き 〔駐車料金の割引〕 平日・休日ともに 200 円分の駐車サービス券を付与 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 ○大船・江の島パーク&ライドと併用利用が可能
事業主体	日本パーキング株式会社

⑦ 鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうとするシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう 5 つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

種類	鎌倉フリー環境手形
発売開始日	平成 13 年（2001 年）10 月 1 日（月）
発売日	通年（ただし、正月三が日は除く）
料金	900 円（小人 450 円）
発売場所	○江ノ電：鎌倉駅、長谷駅 ○京浜急行バス：鎌倉営業所、鎌倉駅前案内所
切符の概要	利用範囲 《電車》 ○江ノ電鎌倉駅～長谷駅 《バス》 ○鎌倉駅～北鎌倉駅 ○鎌倉駅～大塔宮 ○鎌倉駅～浄明寺 ○鎌倉駅～大仏前 ○鎌倉駅～名越

	【特典】協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス
事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)

●オムニバスタウン計画

＜都市計画課＞

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者（高齢者や障害者等）が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成 12 年（2000 年）から「鎌倉駅西口線」、平成 13 年（2001 年）から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」（平成 22 年（2010 年）4 月から休止中）、平成 15 年（2003 年）から「城廻循環線」、平成 16 年（2004 年）から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

●公用車の低公害車導入

＜公的不動産活用課＞

鎌倉市では、大気汚染物質や騒音の排出が少なく、環境への負荷が少ない、次世代自動車と呼ばれている電気自動車やハイブリッド自動車の導入を推進しています。

令和 5 年度（2023 年度）鎌倉市における低公害車所有数は、電気自動車 13 台、ハイブリット自動車 5 台の計 18 台です。利用状況は、表 2-10 のとおりです。

表 2-10 公用車の低公害車導入状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
電気自動車	7 台	7 台	7 台	13 台
ハイブリッド自動車	4 台	5 台	5 台	5 台
プラグインハイブリッド自動車	0 台	0 台	0 台	0 台
マイルドハイブリッド自動車	1 台	0 台	0 台	0 台
合計	12 台	12 台	12 台	18 台
導入率	5.4%	5.4%	5.4%	8.4%

2 水・土（目標の項目③）

目標：生物がすみやすい水や土壌の環境を広めます。

◆目標達成するための指標

河川水質	環境基準の達成
海域水質	環境基準の達成
地下水質	環境基準の達成
ダイオキシン類（水質、底質、土壌）	環境基準の達成
河川の水生生物	水質階級Ⅱ以上

令和5年度（2023年度）の河川の水質状況は前年度と比較し、大きな変動はありませんでした。

河川水質は「人の健康の保護に関する項目」のうち、測定した項目はすべて環境基準を満たしています。また「生活環境の保全に関する項目」においては、pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）及びDO（溶存酸素量）の4項目が環境基準を達成しています。

海域水質の測定データについては、神奈川県ホームページに掲載されている「神奈川県水質調査年表」を参照してください。（令和3年度（2021年度）から環境基準の達成に関する通知が実施されていません。）

地下水質（定点調査、メッシュ調査）、ダイオキシン類（水質、底質）は環境基準を達成しています。

令和5年度（2023年度）末時点での下水道整備状況は、市街化区域で99.5%、市街化調整区域で18.0%です。（表2-13参照）

河川の水生生物による水質調査は、関谷川（柏尾川の支流）において水質階級Ⅱ（令和元年度（2019年度）実施）です。令和5年度（2023年度）においては、河川の水生生物による水質調査において水質階級による評価は実施していません。

※pH：溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

※水質階級とはⅠ～Ⅳの区分があり、水質階級ごとに29種類の指標生物（水のよごれの程度の判定基準となる生物）が決められています。調査した川に多く見られた指標生物の種類によって、水質階級を判定します。水質階級Ⅱはきれいな水となります。

（1） 水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために適宜監視を行っていきます。

●市内5河川水質調査(BOD)

＜環境保全課＞

水質調査の主な項目はBOD、COD等の生活環境の保全に関する項目など全7項目で、令和5年度（2023年度）における水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-11のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した5河川のうち5河川で、環境基準を達成していました（巻末資料の調査マップ参照）。

※BOD：Biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略。

※COD：Chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略。

表 2-11 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	令和 5 年度	河川名	令和 5 年度
大 塚 川	○	小袋谷川	○
新 川	○	砂 押 川	○
山 崎 川	○		

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※環境基準の類型指定については、大塚川・新川・山崎川・小袋谷川・砂押川はD類型(BOD 8mg/L 以下)。

●水質の改善

＜下水道経営課＞

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水进行处理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んだことから、河川の水質の改善が見られています。令和 5 年度（2023 年度）末現在の水洗化普及・接続状況は表 2-12 のとおりですが、今後、更なる河川水質の改善には、市街化調整区域における下水道の普及率とともに、全市内の下水道の接続率を高めていくことが重要です。

令和 5 年度（2023 年度）末、下水道事業計画区域内における市街化調整区域及び市街化区域の下水道整備率は表 2-13 のとおりです。

表 2-12 水洗化普及・接続状況（令和 5 年度末）

処 理 区	行政区域内 人口(a)	処理区域内 人口(b)	水洗化人口 (c)	普及率 (b/a)×100	処理区域内 接続率 (c/b)×100
鎌倉処理区	69,993 人	69,241 人	67,655 人	99%	98%
大船処理区	100,926 人	97,856 人	88,811 人	97%	91%
計	170,919 人	167,097 人	156,466 人	98%	94%

表 2-13 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況（令和 5 年度末）

	市街化区域	市街化調整区域
事業認可時期	昭和 33 年 3 月	平成 20 年 6 月
整備面積	2,593.1ha	10.0ha
整備率	99.5%	18.0%

●水質保全のための啓発

＜環境保全課＞

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

令和 5 年度（2023 年度）は、環境保全団体と市の協働で市立関谷小学校 6 年生（68 名）が関谷川で水質調査と水生生物調査を行いました。なお、河川の水生生物による水質調査において水質階級による評価は実施していません。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

＜環境保全課＞

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成12年度（2000年度）からダイオキシン類の調査を実施しています。測定結果は表2-14から表2-17のとおりです。

表2-14 河川（水質）のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.043（令和4年度）	0.074（令和4年度）	1以下

※令和5年度は神奈川県でダイオキシン類の測定は行っていません。

表2-15 河川（底質）のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.89（令和4年度）	1.1（令和4年度）	150以下

※令和5年度は神奈川県でダイオキシン類の測定は行っていません。

表2-16 土壌のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/g

	笛田	環境基準
測定値	2.0（令和元年度）	1,000以下

表2-17 地下水のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

	岩瀬	環境基準
測定値	0.041（令和元年度）	1以下

●一般廃棄物最終処分場周縁地下水のダイオキシン類調査

＜環境施設課＞

市では、名越クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場周縁地下水のダイオキシン類についても調査を実施しています。令和5年（2023年）6月に実施した調査の結果は表2-18のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成12年（2000年）4月以降、溶融固化処理等をしており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化等処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。

表2-18 最終処分場周縁地下水のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

検 体	調査結果	環境基準
観測井戸 NO.1 地下水	0.085	1以下
観測井戸 NO.2 地下水	0.080	1以下
観測井戸 NO.3 地下水	0.081	1以下
観測井戸 NO.5 地下水	0.089	1以下

●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

＜浄化センター＞

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。令和5年度（2023年度）の調査の結果は、表2-19のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/L

検体	測定値	排出基準
放流水	0.00018	10 以下

※pg(ピコグラム)：重量をあらわす単位で1兆分の1グラムを指します。

（３）地盤沈下の監視

●地盤沈下調査

＜環境保全課＞

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和52年（1997年）から柏尾川周辺の工業地域（調査対象面積3.589km²、測量延長9.805km）の水準測量調査を行っています。

平成25年度（2013年度）より地盤沈下調査は隔年にて実施されています。

なお、令和5年度（2023年度）の調査水準点数は15点で、有効水準点数15点、沈下した水準点15点、隆起した水準点0点、不動水準点0点となりました。直近2年間における沈下点の変動量は全て10mm未満、最大沈下点の変動量は6.3mmでした。

※地盤沈下調査のデータは、「かまぐらの環境（令和5年度鎌倉市環境調査データ集） 第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下」をご参照ください。

3 化学物質・放射性物質（目標の項目④）

目標：化学物質及び放射性物質の安全対策を徹底します。

◆目標達成するための指標

揮発性有機化合物（VOC）	排出量の削減
大気・水質・土壌中の有害な化学物質	環境基準の達成
大気・水質・土壌・底質中のダイオキシン類	環境基準の達成

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下「PRTR法」）が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

令和5年度（2023年度）に本市事業所から届出された届出排出量（大気、公共用水域など）は4,307（kg/年）で、前年度に比べ890（kg/年）減少、（令和4年度5,197 kg/年）また、届出移動量（下水道、廃棄物）は13,816（kg/年）で前年度に比べ2,248（kg/年）増加しました。（令和4年度11,568 kg/年）

※排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における令和4年度（2022年度）の実績値の合計。

ダイオキシン類（大気・水質・底質・土壌・地下水）は、環境基準を達成しています。ベンゼンなどの有害な化学物質（大気）については、環境基準を達成していると思われます。

※基準、各物質の測定データは、「かまぐらの環境（令和5年度鎌倉市環境調査データ集）第3章 公害の現況と対策 III化学物質」をご参照ください。

（1）化学物質に関する情報の収集・提供

●化学物質等に関する情報の収集・提供

＜環境保全課＞

PRTR法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、またPRTR法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

神奈川県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータ推計をし、結果を公開しています。

神奈川県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の96.2%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレン、エチルベンゼンで全体の59.1%を占めています。

国への令和5年度（2023年度）における鎌倉市内の報告事業所数は16事業所で、届出排出量は4,307（kg/年）でした。

また、届出移動量は、13,816（kg/年）でした。

届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は廃棄物や下水道へ移動します。

※届出排出量及び移動量は、届出のあった各事業所における令和4年度（2022年度）の実績値の合計です。

表 2-20 市内における届出排出量及び届出移動量（令和5年度報告事業所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	18	15	16	16
届出排出量（kg/年）	4,641	4,929	5,197	4,307
届出移動量（kg/年）	18,053	5,626	11,568	13,816

（２）化学物質対策

●建築材料等の使用制限

＜公的不動産活用課＞

市の建物の新築や改修等に際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

●アスベスト対策

＜環境保全課・各施設管理者＞

平成17年（2005年）に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問い合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成8年度（1996年度）以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8施設についてアスベスト含有が認められました。令和5年度（2023年度）末において7施設については、アスベストの除去が済み、残りの1施設、野村総合研究所跡地本館については、閉鎖をしています。

平成20年（2008年）1月に、今まで国内で使われていないとされてきた3種類のアスベスト（アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）の使用が確認され、また、同年6月には、平成17年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト（ひる石）」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成17年度（2005年度）に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の16施設19箇所（平成20年度（2008年度））及び学校関連施設13施設38箇所、分析調査を実施しました。その結果、3施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

なお、令和5年度から主な市有公共建築物の石綿含有保温材等の調査を行っています。
アスベスト等有害化学物質を適正に管理・処分します。

（３）放射性物質に関する情報の収集・提供

●放射性物質に関する情報の収集・提供

＜総合防災課・各施設管理者＞

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となりました。

平成23年度から、市では、子ども関連施設（市立小中学校、市立・私立保育園等）、海水浴場、公園、浄化センターや一般廃棄物処理施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を継続して実施しています。

空間放射線量の測定及び給食食材の検査において、国の定める基準値以下でも放射性物質が検出された場合には産地や食材の変更等、その都度対応を行うこととしています。測定結果と対応については、市のホームページで公開しています。

また、平成24年（2012年）1月23日から、市民向けに簡易放射線測定器の貸し出しを実施しています。

4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音に親しめるまちにします。

◆目標達成するための指標

環境騒音	環境基準の達成
自動車騒音	環境基準の達成（面的評価の向上）

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全県的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、自動車騒音常時監視調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

環境中の騒音は、環境基準と比較して 100%（昼間・夜間）の適合率です（表 2-24 参照）。

騒音規制法に基づく自動車騒音の状況監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に基づき、平成 24 年度（2012 年度）から都道府県及び市（特別区）が該当事務を行うこととなりました。そのため、本市では平成 24 年度（2012 年度）から騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準に沿った測定評価に変更し、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）に対する騒音測定評価と幹線道路に面する地域の住居等の面的評価を行いました。

令和 5 年度（2023 年度）における自動車騒音の測定結果は、2 つの評価区間で昼夜ともに環境基準に適合していましたが、1 つの評価区間で夜に環境基準を超過していました。対象区間の住居等の面的評価は、全戸数（2,640 戸）に対して 2,609 戸（98.8%）が昼夜ともに環境基準を達成していました。（表 2-22、23 参照）

（１）工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

●騒音に対する配慮

＜環境保全課＞

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事において騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定される特定建設作業を行う際には事前の届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

（２）交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。

●自動車騒音常時監視調査

＜環境保全課＞

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間に分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価（以下「面的評価」という。）します。

市では、平成 24 年度（2012 年度）から毎年度、5 カ年計画を策定し、幹線交通を担う道路に面する地域の住居等の面的評価を実施しています。

※自動車騒音常時監視：道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※面的評価：道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域（道路端から 50m）について、沿線の特定点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して、環境基準の達成状況を把握しています。

表 2-21 令和5年度対象路線

路線名	起点	終点	評価区 間延長 (km)	車線数	道路 構造	遮音壁 等の 有無	低騒音舗 装の有無
横浜鎌倉線	鎌倉市岩瀬 横浜・鎌倉市境	鎌倉市岩瀬 鎌倉女子大前交差点	0.1	3	平面	無	無
横浜鎌倉線	鎌倉市岩瀬 鎌倉女子大前交差点	鎌倉市小袋谷 2 丁 目 21 小袋谷交差点	2.4	2	平面 (一部切土)	無	無
横浜鎌倉線	鎌倉市台 小袋谷交差点	鎌倉市由比ガ浜 2 丁目下馬交差点	3.8	2 (一部 4)	平面	無	無
原宿六ツ浦線	鎌倉市岩瀬 横浜・鎌倉市境	鎌倉市岩瀬 鎌倉女子大前交差点	0.4	3	平面	無	無
小袋谷藤沢線	鎌倉市台 2 丁目 2	鎌倉市岡本 2 丁目 19 山崎線北交差点	0.8	2	平面	無	無
鎌倉停車場線	鎌倉市小町 1 丁 目 5 鎌倉駅東口	鎌倉市小町 1 丁目 5 鎌倉駅入口交差点	0.1	2	平面	無	無

表 2-22 令和5年度騒音測定結果

単位：dB

路線名	測定場所 (用途地域)	道路近傍				背後地 騒音レベル (LAeq)	
		騒音レベル (LAeq)		環境基準 (要請限度)			
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
		6-22 時	22-6 時	6-22 時	22-6 時	6-22 時	22-6 時
横浜鎌倉線	鎌倉市岩瀬 1 丁目 20 (工業地域)	68	64	70 以下 (75 以下)	65 以下 (70 以下)	45	43
原宿六ツ浦線	鎌倉市岩瀬 (準工業地域)	70	68			45	43
小袋谷藤沢線	鎌倉市岡本 2 丁目 19 (第一種住居地域)	65	60			43	42

※環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）」とした。

※要請限度は「幹線交通を担う道路に近傍する区域に係る要請限度（特例）」とした。

環境基準の達成状況（令和5年度（2023年度）対象の面的評価結果）

全体（2,640 戸）では昼夜ともに基準値以下は 2,609 戸（98.8%）、昼間のみ基準値以下は 12 戸（0.5%）、夜間のみ基準値以下は 0 戸（0.0%）、昼夜とも基準値超過は 19 戸（0.7%）となりました。（表 2-23 参照）

表 2-23 令和5年度対象の面的評価結果

	昼夜ともに基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜ともに基準値超過	
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
全戸数 (2,640 戸)	2,609	98.8	12	0.5	0	0.0	19	0.7
近接空間 (1,072 戸)	1,043	97.3	10	0.9	0	0.0	19	1.8
非近接空間 (1,568 戸)	1,566	99.9	2	0.1	0	0.0	0	0.0

※重複計上を含まない戸数(評価対象路線同士が交差する併走する区間について重複する戸数を差し引いた戸数)としています

(3) 近隣騒音等に関する対策の推進

●近隣問題対策の推進

＜環境保全課＞

令和5年度(2023年度)に寄せられた全苦情件数36件のうち騒音に関する苦情件数は21件で、全体の約58%を占めています。原因は建設作業による工事音、事業者の作業音、飲食店の客の声等さまざまです。建設現場における重機については、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に、近隣への配慮や日曜・休日作業禁止などの作業時間帯遵守を指導しています。

そのほかには、大気汚染に関する苦情が6件、振動に関する苦情が5件と続いています。

苦情に対しては早急な解決に向けた調査を行うほか、市広報紙やホームページによる呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

●環境騒音調査

＜環境保全課＞

環境騒音調査は、平成30年度(2018年度)まで市内全域の主要道路に面しない一般地域に38カ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施していましたが、直近5年間においては、全て環境基準を満たしていたため、令和元年度(2019年度)からは調査地点の見直しを行いました。現在は、市内5つの行政区域に23の調査地点を設け、毎年度1つの区域について騒音レベルの測定評価を行うこととしました。令和5年度(2023年度)は玉縄地域4地点の測定を実施しました。環境基準適合状況は表2-24のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯に調査を行った4地点及び夜の時間帯に調査を行った2地点での環境基準への適合状況は100%でした。

昼間の調査では、主に自動車音、話し声や日常生活で発生する家庭音、鳥のさえずりなどの自然音が主に確認され、夜間の調査では、自動車音、虫の音などの自然音が確認されました。

表 2-24 環境騒音の環境基準適合状況

No.	調査地点	類型	調査結果	
			昼	夜
11	関谷 387 - 21	A	○	—
12	岡本 2 - 16 - 3	B	○	○
22	岡本 1 - 1 - 6	C	○	○
23	岡本 1324	C	○	—

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B 類型：主として住居の用に供する地域。

C 類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域。

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌 6:00

●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成 16 年（2004 年）3 月に「鎌倉市深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜 10 時から翌朝 6 時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成 16 年（2004 年）7 月 1 日には七里ガ浜海岸の一部（鎌倉高校前から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7 月から 8 月までの 2 箇月間のうち、7 日間（金、土曜日の午後 9 時半から午後 11 時 00 分までの 1 時間半）、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間合同パトロールを実施しました（令和 5 年度は実施回数 7 回）。

また、令和 5 年度（2023 年度）は 7 月 14 日から 8 月 26 日までの 20 日間（午後 9 時から翌朝 5 時まで）に、警備員によるパトロールも同時に行いました。

周知啓発については、市内歩道橋 2 箇所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスター・ステッカーの掲示及び配布を行いました。なお、令和 5 年度（2023 年度）における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び 110 番件数（7、8 月）は、市への苦情 0 件、警察への苦情（110 番通報を含む）は 4 件でした。



写真 2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道 134 号沿い)

●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

＜環境保全課＞

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。米軍機騒音に関する苦情をまとめ、県へ報告しています。特に、横須賀基地に米軍原子力空母が寄港し、米軍による FCLP（陸上空母離着陸訓練）が実施されている期間は騒音被害が多く発生する場合があります。神奈川県政策局基地対策部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺 9 市（大和市、綾瀬市、座間市他）とともに米軍や政府等への抗議及び空母艦載機着陸訓練を硫黄島で全面实施すること等の要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。

第3章 歴史的文化的環境の確保

1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産と共生するまちづくりを進めます。

◆目標達成するための指標

歴史的風致維持向上計画の推進	歴史的風致の維持向上に関する事業の実施
世界遺産への登録	中長期的な目標として世界遺産への登録の実現
史跡の公有地化	史跡整備計画予定地等の公有地化

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

（１）歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

●歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の指定

＜都市計画課・都市景観課・みどり公園課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。令和5年度(2023年度)末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町・材木座地区約174ha(逗子市分約6.8haを含む)、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約989ha(逗子市分約6.8haを含む)が国により指定されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、県により歴史的風土特別保存地区に指定(都市計画決定)されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入れ面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に買入れの申出を行うことができます。令和5年度(2023年度)の買入れはありませんでした。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積(ha)	令和5年度買入れ面積(m ²)	取得面積累計(ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	—	約40.9
永福寺跡	約5.7	—	—
護良親王墓	約2.0	—	約0.9
瑞泉寺	約119.0	—	約73.0
浄妙寺	約8.1	—	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	—	約19.0
大仏・長谷観音	約110.0	1,805.53	約52.1
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	—	約1.9
朝比奈切通し	約7.0	—	約0.6
名越切通し	約20.0	—	約9.1

極楽寺	約 9.8	—	約 5.7
稲村ヶ崎	約 6.0	—	約 0.1
合 計	約 573.6	1,805.53	約 206.3

(2) 歴史的遺産の指定の推進

●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

＜文化財課＞

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(昭和35年3月条例第7号)に基づき指定された文化財は、令和5年度(2023年度)末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、鎌倉文学館本館や、鎌倉国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

種別		国 宝	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建 造 物	1	22	8	33	64
	絵画	4	29	9	53	95
	彫刻	1	38	23	87	149
	工芸	6	20	15	29	70
	書跡	3	24	2	19	48
	典籍	—	—	—	5	5
	古 文 書	—	27	—	18	45
	考古資料	—	4	2	17	23
	歴史資料	—	2	—	5	7
無形文化財		—	—	—	2	2
民俗文化財(資料)	有形	—	—	2	23	25
	無形	—	—	1	—	1
記 念 物	史跡	—	31	2	9	42
	名勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	—	29	29
合 計		15	200	64	329	608

(3) 文化財の保護・活用

●国指定史跡の公有地化

＜文化財課＞

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等について公有地化を進めています。令和5年度(2023年度)末現在の取得状況は表3-3のとおりで、取得計画面積における史跡の公有地化面積は、累計237,140.01㎡です。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積 (㎡)	取得計画面積 (㎡)	既取得面積 (㎡)	取得率
永福寺跡	昭和41年6月14日	87,463.54	70,833.08	61,965.41	87.48%
鶴岡八幡宮境内 (御谷地区)	昭和42年4月24日	192,879.45	31,127.25	31,127.25	100%
	計画外面積→		6,295.33	6,295.33	100%
亀ヶ谷坂	昭和44年6月5日	32,925.16	3,666.62	3,666.62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和53年12月19日	139,679.27	112,813.17	99,506.49	88.20%
名越切通	昭和41年4月11日	62,265.11	8,383.94	8,383.94	100%
東勝寺跡	平成10年7月31日	50,156.40	8,983.29	8,448.03	94.04%
朝夷奈切通	昭和44年6月5日	97,104.17	1,782.72	1,782.72	100%
大町釈迦堂口遺跡	平成22年8月5日	16,195.12	15,909.91	15,909.91	100%
仮粧坂	昭和44年6月5日	113,027.88	54.31	54.31	100%
合計	—	—	259,849.62	237,140.01	91.26%

●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

＜文化財課＞

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が存在し、発掘調査が行われています。令和5年度(2023年度)に国庫補助を受けて鎌倉市が実施した緊急調査の状況は、表3-4のとおり、6件で、調査面積は668.32㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(㎡)
名越ヶ谷遺跡	大町四丁目	82.52
小町大路東遺跡	大町一丁目	67.53
名越ヶ谷遺跡	大町三丁目	29.47
北条小町邸跡(泰時・時頼邸跡)	雪ノ下一丁目	236.83
佐助ヶ谷遺跡	佐助一丁目	178.41
今小路西遺跡	扇ガ谷一丁目	73.56
合 計		668.32

●文化財の保存・修理

＜文化財課＞

国、県、市では、指定文化財の所有者が修理等を実施する際に補助を行っています。令和5年度（2023年度）の文化財保存修理事業は、表3-5のとおりです。

表 3-5 令和5年度文化財保存修理事業

補助対象文化財	事業内容
国指定重要文化財 光明寺本堂	平成29～30年度に行った調査の結果を受けた本格修理
国指定重要文化財 建長寺木造伽藍神像	埃、剥落、銹の腐食表面層の浮き上がり等の修理
国指定重要文化財 円応寺木造奪衣婆坐像	経年の埃の付着、布貼りの浮き上がり等の修理
国指定重要文化財 円覚寺絹本著色五百羅漢像	肌裏打ち、表具裂・軸首の新調等
国指定重要文化財 円覚寺文書	折れ、割れの補修及び屋郎箱の新調など
国指定史跡 浄智寺境内	境内の環境整備（崖地の整備、植栽管理等）
国指定名勝 瑞泉寺庭園	庭園の保存修理（環境調査、保存修理の試験施工等）
国指定史跡 瑞泉寺境内	境内の環境整備（危険木伐採等）
国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	境内の環境整備（防災施設の設置）
県指定重要文化財 教恩寺木造阿弥陀如来及び両脇侍立像	経年の埃の付着、剥落等の劣化の修理
市指定有形文化財 常楽寺木造釈迦如来坐像	本軀の損傷及び台座華盤位置修正等の修理

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の日常的な保存管理に係る補助金を交付しており、令和5年度（2023年度）の交付件数は197件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年（1972年）に発足した、鎌倉文化財防災連絡協議会が実施する消防設備保守点検等の事業に、補助金を交付しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財建造物等を所有する30団体で構成されています。

●天然記念物の樹木の保護

＜文化財課＞

市では鎌倉市文化財保護条例に基づき樹木等を天然記念物に指定し、保護しています。鎌倉市指定の天然記念物は、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど29件があります。

●文化財の保護についての普及、啓発の推進

＜文化財課＞

市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「鎌倉の文化財24」を刊行し、遺跡調査速報展を開催しました。

●市民団体による史跡案内

＜市民・事業者＞

NPO法人鎌倉ガイド協会は、鎌倉及び鎌倉周辺を訪れる人々や在住者に、史跡、文化財等の案内、解説をし、理解していただくことにより地域の魅力を伝え、観光の振興、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与することを目的として活動しています。

当協会は、協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

当協会では、毎年会員を対象とした研修会を毎月開催して、史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境の保全・啓発に努めています。

又、当協会は、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えています。そのために、「ごみ」の持ち帰り、植物を大切に育て、周囲の環境を壊さないようにする等の啓発を行っています。併せてガイドコース下見時にはガイド数名がトングを持参して、道路・寺社境内のゴミ拾いを積極的に行っています。また鎌倉市、その他が主催する清掃活動への参加、植樹の協力、散策路の整備、歩行中の人や近隣の皆様、社寺等に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

（４）歴史的遺産と共生するまちづくりの推進

●世界遺産条約登録事業

＜歴史まちづくり推進担当＞

- ・世界遺産登録に結びつく新たなコンセプトの構築に向けて、調査・研究を行いました。
- ・世界遺産の構成資産候補の社寺や史跡等の現況把握（モニタリング）調査を実施しました。
- ・世界遺産登録の啓発を目的として、神奈川県教育委員会と本市の共催により、「文化財保護ポスター事業」の「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門を実施しました。

●日本遺産事業

＜観光課＞

鎌倉の日本遺産のストーリーや構成文化財、その他鎌倉に所在する貴重な歴史的遺産等の周知を図るとともに、日本遺産を通じて鎌倉の歴史的・文化的価値や魅力を、国内外からの来訪者に対して広く発信しています。

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：緑と水辺を身近に感じられるまちにします。

◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	令和23年度（2041年度）に約191ha
1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積	令和23年度（2041年度）に約12.2㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、神奈川県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。

豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

令和5年度（2023年度）末、都市公園等の施設緑地の面積は178.21ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は10.42㎡です。

（1）保全すべき緑地の確保

●近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定

＜都市計画課・みどり公園課・都市景観課（風致担当）＞

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。令和5年度（2023年度）末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが国により指定され、このうち鎌倉市分は約294haです。また、本市域における近郊緑地保全区域のうち、枢要な部分を構成している約131haについては、「鎌倉近郊緑地特別保全地区」として県により指定（都市計画決定）されています。

●特別緑地保全地区の指定

＜都市計画課・みどり公園課・都市景観課（風致担当）＞

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条に基づいて都市計画に定める地域地区です。令和5年度（2023年度）末現在、11地区（城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田、等覚寺、梶原五丁目、上町屋）、面積約49.4haを指定（都市計画決定）しています。

●市民の身近な森づくり事業

＜みどり公園課＞

緑地の質の向上が必要な特別緑地保全地区及びその候補地のうち、特に災害リスクを低減する効果や道路付近などで多くの市民の利益となる樹林地を優先して伐採などの維持管理作業を実施しています。令和5年度（2023年度）は、常盤山特別緑地保全地区、寺分一丁目特別緑地保全地区及び梶原五丁目特別緑地保全地区において事業を実施しました

●緑地保全契約の締結等による保全の推進

＜みどり公園課＞

緑地保全契約は、鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全の支援のため、奨励金を交付しています。なお、令和5年度（2023年度）末現在の契約面積は約48.4haになります。

●保存樹木、保存樹林等の指定

＜みどり公園課＞

保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するもので、所有者等の承諾を得て指定し、その保全の支援のため奨励金を交付しています。令和5年度（2023年度）末現在の保存樹木の指定は327本、保存樹林の指定は約231.2ha、保存生け垣面積の指定は約9,016㎡になります。

●緑地保全基金の充実

＜みどり公園課＞

「鎌倉市緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和61年3月条例第21号）に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年（1986年）4月に設置されたものです。市費による積立て、運用利子の積立て、寄附金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。令和5年度（2023年度）末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

令和5年度（2023年度）末までに約52.5haの緑地と約74.1haの公園用地を基金の処分により買入れしました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市 費 積 立	運用利子積立	寄附金等積立	基 金 処 分	基金現在額
11,850,000,000	940,803,242	778,645,409	13,410,126,622	159,322,029

●保安林の指定

＜みどり公園課＞

森林法（昭和26年法律第249号）は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、令和5年度（2023年度）末現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約280ha（重複指定含む）の保安林が、国または県により指定されています。

●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

＜農水課＞

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）は、「農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において46.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

●生産緑地地区の指定

＜都市計画課・農水課＞

生産緑地法（昭和49年法律第68号）では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。令和5年度（2023年度）末現在、121カ所、約15.4haを生産緑地地区として指定（都市計画決定）しています。なお、令和5年度（2023年度）末現在、指定から30年を迎えた生産緑地地区118カ所のうち、100カ所を特定生産緑地として指定公示しています。

(2) 都市公園等の整備

●都市公園等の整備

＜みどり公園課＞

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。令和5年度（2023年度）末で256か所、合計面積178.21haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は10.42㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「六国見山森林公園(6.9ha)」、「夫婦池公園(6.6ha)」、「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(24.6ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」、都市林である「鎌倉広町緑地(48.0ha)」、近隣公園である「岩瀬下関防災公園(0.9ha)」、「笛田一丁目公園(0.5ha)」などがあります。さらに、街区公園が237か所(合計面積21.7ha)、都市緑地が8か所(合計面積7.22ha)あります。このほか市が所有する緑地が120.24haあります。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
令和2年度	254	169.48	9.80
令和3年度	255	170.68	9.88
令和4年度	255	178.19	10.36
令和5年度	256	178.21	10.42

●鎌倉広町緑地

＜みどり公園課＞

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年（2003年）12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年（2004年）8月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年（2005年）7月に基本設計を策定しました。また平成17年（2005年）6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区(約35.0ha)、平成25年（2013年）4月に第二工区(約13.1ha)の事業認可を取得しました。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

約48haの用地取得と平成25年度から二箇年度に渡る整備工事が完了したことから、平成27年（2015年）4月より用地取得が完了した部分（約48ha）について開園しました。

今後は、鎌倉広町緑地の全面開園に向けて、残りの用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の保全作業に取り組んでいきます。

●山崎・台峯緑地の保全

＜みどり公園課＞

平成 18 年（2006 年）7 月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成 19 年（2007 年）6 月に基本計画を、同年 12 月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し、必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園部分（風致公園）の都市計画については、平成 19 年（2007 年）11 月に変更決定、平成 20 年（2008 年）1 月に事業認可を取得しています。その後、区域内の用地の取得を進め、平成 28 年度（2016 年度）から整備工事に着手し、令和 2 年度（2020 年度）には一部開園、令和 4 年（2022 年）5 月 16 日には約 26.5ha へ区域を拡大しました。

また、山崎・台峯緑地のうち、都市計画緑地部分（都市緑地）の都市計画については、平成 31 年（2019 年）2 月に決定、令和元年（2019 年）7 月に事業認可を取得しており、区域内の用地の取得を進めています。



写真 4-2 山崎・台峯緑地

●開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく空地の確保

＜道水路管理課＞＜市街地整備課＞

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成 14 年 9 月条例第 5 号）では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』とされています。令和 5 年度（2023 年度）における鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」の設置実績は、2 件（8.32 m²）でした。

（3）緑化の推進

●風致地区・開発事業区域内での緑化

＜都市景観課（風致担当）・みどり公園課＞

鎌倉市風致地区条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしています。令和 5 年度（2023 年度）の緑化指導の件数は 55 件です。

●接道緑化の奨励

＜みどり公園課＞

まち並みのみどりの奨励事業では、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和 55 年告示第 6 号）に基づき、敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助するものです。令和 5 年度（2023 年度）は表 4-3 のとおり 9 件、距離にして 83.8m の接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして 25,350.2m に達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

年 度	項 目	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
			総 延 長	道 路 面	
令和 2 年度		15	194.3	188.5	180
令和 3 年度		8	80.4	77.4	141
令和 4 年度		2	12.7	9.7	19
令和 5 年度		9	87.5	83.8	154
累 計		1,373	25,350.2	17,261.5	69,113

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和 55 年度～平成 12 年 6 月)」の実績が含まれています。

●公園、道路などの公共用地の緑化

＜施設管理者＞

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和 47 年度（1972 年度）からの実績は、延べ 172 施設、延べ 113,296 本となっています。

（４）市民との連携の推進

●トラスト運動「鎌倉風致保存会」との連携

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機ともなった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「公益財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には令和 5 年度（2023 年度）末で 338 人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。令和 5 年度には、日本のナショナル・トラスト発祥の地となった御谷山林の手入れをはじめ、十二所果樹園などで緑地保全活動を行いました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 58 年 3 月条例第 27 号)により、毎年寄附を受け入れています。令和 5 年度（2023 年度）に寄せられた寄附金 4,055,000 円を基金に積み立て、同額を基金から公益財団法人鎌倉風致保存会に寄附しています。昭和 58 年度（1983 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの寄付金積立額（市費積立、運用利子積立を除く）の累計は 213,835,107 円です。

●鎌倉市緑化まつりの開催

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

平成 28 年度（2016 年度）から従来の開催形式を改め、既存イベントの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催しています。

（５）公園・緑地等の管理

●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

＜みどり公園課＞

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。令和 5 年度（2023 年度）は、八幡宮地区及び山ノ内・今泉地区で行いました。

（６）親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

●クリーンアップかまくら―海・まち―の実施

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

鎌倉の海を守る会と鎌倉市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け、毎年「クリーンアップかまくら」を実施しています。令和５年度（２０２３年度）の実施状況は表４－４のとおりです。

表４－４ クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	「海の部」	雨 天 中 止	
	「まちの部」	223 人	547 kg
秋 季	「海の部」	401 人	440 kg
	「まちの部」	187 人	1312kg

●道路、河川などの清掃

＜作業センター＞

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表４－５のとおりです。

表４－５ 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃距離(m)
令和２年度	53	29,250	51	5,457
令和３年度	53	29,338	78	8,346
令和４年度	52	29,293	74	7,264
令和５年度	56	29,604	40	4,280

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体（８市５町）を中心に企業・団体等の参画を得て、平成３年（１９９１年）４月１日に（公財）かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約１５０kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表４－６のとおりです。

表４－６ 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
令和２年度	130	24	206	360
令和３年度	156	17	142	315
令和４年度	84	27	200	311
令和５年度	95	24	205	324

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞＜道水路管理課＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。

令和５年度（２０２３年度）に活動した団体と河川名は表４－７のとおりです。

表 4-7 維持管理協力団体

協力団体名	河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
鎌倉ホタル保存会	逆川
関谷川をきれいにする会	関谷川

2 景観（目標の項目⑧）

目標：風格ある古都の景観を継承します。

◆目標達成するための指標

鎌倉市景観計画の適切な運用

景観重要建造物等の保全に関する事業の拡大・運用

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成 7 年（1995 年）9 月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成 16 年（2004 年）6 月の景観法制定を受け、平成 19 年（2007 年）1 月に市全域を対象とした景観計画の策定、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成 20 年（2008 年）3 月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約 232ha を景観地区に指定しました。

（1）良好な都市景観の誘導

●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

＜都市景観課＞

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールに従ってまちづくりを進める制度です。これまでの地区指定等の状況は表 4-8 のとおりです。

表 4-8 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成 10 年 7 月 10 日 平成 13 年 8 月 1 日	・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成 11 年 1 月 11 日 平成 12 年 3 月 15 日	・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区 ※	平成 14 年 4 月 15 日 平成 14 年 7 月 15 日	・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周辺との調和
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成 17 年 1 月 28 日 平成 18 年 11 月 7 日	・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保

※印のある地区は、平成 19 年 1 月 1 日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

＜都市景観課＞

鎌倉市では、平成8年（1996年）から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年（2007年）1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。策定後10年を迎えた平成29年（2017年）には鎌倉市景観計画の改定を行いました。令和5年度（2023年度）の届出状況は、表4-9のとおりです。

表 4-9 景観法に基づく届出状況

種 別	内 容	件 数
宅地開発	300 m ² 以上の土地の区画形質変更など	41
建 築 物	共同住宅、商業ビルの新築など	52
工 作 物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	204

●景観地区における建築物の認定制度

＜都市景観課＞

平成20年（2008年）3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。令和5年度（2023年度）の申請件数は128件です。

●景観配慮協議の位置付け

＜都市景観課＞

平成29年（2017年）7月の改正都市景観条例の施行に合わせ、届出や認定に係る行為について、従来事業者と市との間で行われていた事前相談を、景観配慮協議として法的に位置付けました。令和5年度（2023年度）の景観配慮協議件数は38件です。

●風致地区の指定

＜都市計画課・都市景観課＞

鎌倉市風致地区条例（平成25年条例第22号）は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。令和5年度（2023年度）末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

●屋外広告物の適正な規制誘導

＜都市景観課＞

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年（1999年）4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について神奈川県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制誘導を行ってきましたが、令和4年（2022年）4月1日付けで鎌倉市屋外広告物条例を施行し、市の実態にあった屋外広告物の規制誘導を図っています。

令和5年度（2023年度）の屋外広告物の許可物件数は2466件、違反屋外広告物除却件数は、210件です。市では、平成15年（2003年）9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年（1990年）7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例及び鎌倉市景観重要建築物等の保存等に関する要綱に引き継がれ、表4-10のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-10 景観重要建築物等一覧

指定 No	建築物の名称	所在地	指定年月	備 考
第 1 号	鎌倉文学館（旧前田家別邸）	長 谷	平成 2 年 10 月	公共施設
第 2 号	伊藤邸（旧望洋楼）	—	平成 2 年 12 月	住 宅
第 3 号	篠田邸（旧村田邸）	由比ガ浜	平成 3 年 3 月	住 宅
第 4 号	寸松堂	笹目町	平成 4 年 2 月	店舗併用
第 5 号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成 4 年 3 月	教 会
第 6 号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成 4 年 3 月	教育施設
第 7 号	かいひん荘 鎌倉	由比ガ浜	平成 4 年 8 月	ホテル
第 8 号	石川邸（旧里見淳邸）	西御門	平成 6 年 2 月	住 宅
第 9 号	平成 15 年指定解除	—	—	—
第 10 号	川合邸	—	平成 7 年 1 月	住 宅
第 11 号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小 町	平成 7 年 1 月	教 会
第 12 号	鎌倉市長谷子ども会館（旧諸戸邸）	長 谷	平成 7 年 1 月	公共施設
第 13 号	白日堂	長 谷	平成 8 年 3 月	店舗併用
第 14 号	令和 4 年指定解除	—	—	—
第 15 号	石島邸	雪ノ下	平成 9 年 3 月	住 宅
第 16 号	旧安保小児科医院	御成町	平成 9 年 3 月	住 宅
第 17 号	平成 29 年指定解除	—	—	—
第 18 号	旧村上邸	西御門	平成 11 年 12 月	公共施設
第 19 号	旅館対僊閣	長 谷	平成 12 年 10 月	旅 館
第 20 号	笹野邸	佐 助	平成 13 年 1 月	住 宅
第 21 号	のり真安齋商店	長 谷	平成 13 年 5 月	店舗併用
第 22 号	三河屋本店	雪ノ下	平成 14 年 4 月	店舗併用
第 23 号	東勝寺橋	小 町	平成 14 年 4 月	橋 梁
第 24 号	榎亭	鎌倉山	平成 15 年 3 月	店 舗
第 25 号	湯浅物産館	雪ノ下	平成 15 年 3 月	店舗併用
第 26 号	ホテル ニューカマクラ	御成町	平成 16 年 3 月	ホテル
第 27 号	去来庵	山ノ内	平成 16 年 3 月	店 舗
第 28 号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成 18 年 4 月	住 宅
第 29 号	旧華頂宮邸	浄明寺	平成 18 年 4 月	公共施設
第 30 号	旧大佛次郎茶亭	雪ノ下	平成 21 年 3 月	住 宅
第 31 号	加賀谷邸	長 谷	平成 21 年 3 月	住 宅
第 32 号	令和 2 年指定解除	—	—	—
第 33 号	極楽洞	極楽寺	平成 22 年 11 月	坑 門
第 34 号	旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所	長 谷	平成 31 年 3 月	旧公共施設
第 35 号	旧三橋旅館蔵	長 谷	令和 2 年 3 月	土 蔵

第 36 号	猪熊邸（旧武基雄自邸）	極楽寺	令和 2 年 10 月	住 宅
第 37 号	萬屋本店	長 谷	令和 3 年 9 月	店 舗

●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成 22 年（2010 年）9 月 1 日に、表 4-11 のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を景観重要建造物に指定しました。

表 4-11 景観重要建造物一覧

第 1 号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	雪ノ下	平成 22 年 9 月	公共施設
-------	---------------	-----	-------------	------

（２）都市景観形成事業の推進

●電線類の地中化

＜道路課＞

小町通りの電線類の地中化事業は、平成 19 年度（2007 年度）に工事に着手し、平成 21 年度（2009 年度）には全延長約 600 メートルの内、駅前広場側の不二家前から瀬戸橋までの区間約 70 メートルについて、景観舗装を含めて完成しました。

残りの瀬戸橋から鉄の井までの約 530 メートル区間についても、平成 24 年度（2012 年度）に電線類地中化工事が、平成 25 年度（2013 年度）には景観舗装工事が完成し、事業が完了しました。

●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

＜市街地整備課＞

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しい桜並木を守り伝えていくため、樹勢回復等の取組を積極的に進めています。

3 美化（目標の項目⑨）

目標：ごみの散乱や落書きのない美しいまちをめざします。

◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	令和7年度（2025年度）までに95%以上
自治会・町内会のまち美化クリーンデー実施率	令和7年度までに100%
まち美化推進重点区域	令和7年度までに6区域
アダプト・プログラムの実施区域	令和7年度までに10区域

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年（2001年）3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定、クリーン・キャンペーンや市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度（2005年度）から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年（2008年）9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）を制定しました。

アダプト・プログラムの実施区域は19区域です。

（1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組みとして、「鎌倉市まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「鎌倉市まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

令和2年度（2020年度）からは令和7年度（2025年度）までを計画期間とする第5次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙や臭いによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定し、そこでの路上喫煙を禁止しています。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

＜環境保全課＞

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発しています。平成7年（1995年）6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ヶ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年（1997年）6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年（2009年）11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。なお、大船駅西口はJR大船駅の耐震工事に伴い平成26年（2014年）3月に撤去しました。ごみの持ち帰り及びまちの美化を促進するため、鎌倉市まち美化推進協議会の協議を経て、由比ヶ浜海岸石碑広場は平成26年（2014年）4月、鎌倉駅東口・西口、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の5箇所についても平成27年（2015年）3月に全て撤去しました。

●飲料用自動販売機回収容器設置調査

＜環境保全課＞

鎌倉市では、「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」の趣旨に基づき、飲料用自動販売機への回収容器の設置状況及び管理状況を鎌倉市まち美化推進員の協力を得て調査を行っています。

表4-12 飲料用自動販売機調査集計表

	自動販売機 設置箇所数	自動販売機 設置台数	回収容器 設置箇所数	回収容器 未設置箇所 数	回収容器 設置台数	回収容器 設置率
平成 25 年度	713	1,159	657	55	937	92
平成 27 年度	730	1,151	706	24	1,021	97
平成 30 年度	702	1,041	673	29	890	96
令和 3 年度	684	977	600	83	849	88

●不法投棄の防止

＜環境保全課＞

不法投棄物のない清潔で快適な環境を保つため、市が行うパトロール中の発見や市民の皆さんからの通報を受け、不法投棄者へ廃棄物等の除去を求めるとともに、不法投棄者が不明で不法投棄の状態が良好な環境保全の妨げとなる場合には、不法投棄された土地の所有者や管理者に廃棄物等の除去を依頼しています。

また、道路や公園など市の管理している公有地に投棄された場合や、クリーンステーションに市で回収できないものが捨てられた場合にも最終的に市で不法投棄として回収し、処理しています。

なお、不法投棄されやすい場所には、防止看板の配付など対策を講じています。

表 4-13 不法投棄物処理の内訳

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	処理方法
家電（リサイクル 4 品以外）	0 点	0 点	0 点	0 点	市の施設 （クリーン センター） で処理
自転車	1 点	4 点	1 点	6 点	
燃やすごみ・不燃ごみ	35 点	28 点	28 点	21 点	
鉄くず	2 点	0 点	4 点	0 点	
家電リサイクル 4 品（エアコン）	0 点	0 点	1 点	0 点	（一財）家 電製品協会 を通じてリ サイクル処 理
家電リサイクル 4 品（テレビ）	23 点	18 点	17 点	17 点	
家電リサイクル 4 品（冷蔵庫）	2 点	2 点	4 点	2 点	
家電リサイクル 4 品（洗濯機）	2 点	3 点	1 点	2 点	
処理困難物 （廃プラスチック類・金属くず） 内訳：自動車用・バイク用バッテリ ー、廃タイヤ、サーフボード、消火器、 ノート PC、デスクトップ PC、液晶モニ ター等	7 m ³	5 m ³	4 m ³ 消火器 39 本	8 m ³ 消火器 37 本	市の施設で の処理が困 難なため、 事業者への 委託により 処理

表 4-14 不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
令和 2 年度	24 件	21 件	45 件
令和 3 年度	13 件	16 件	29 件
令和 4 年度	10 件	21 件	31 件
令和 5 年度	9 件	13 件	22 件

不法投棄がたびたび発生している市内4箇所（岩瀬、鎌倉山、関谷2箇所）の現場を神奈川県（資源循環推進課及び横須賀三浦地域県政総合センター環境課）の職員とともに年4回のパトロールを実施しました。

●落書きの防止

＜環境保全課＞

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年（2004年）12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年（2005年）4月から施行されました。

その後、平成28年度（2016年度）から31年度（2019年度）までを計画期間とする「第3次落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組み、令和2年度（2020年度）からは令和7年度（2025年度）までを計画期間とする第5次まち美化行動計画と合わせ一体的に取り組んでいます。

令和5年度（2023年度）には、通報などにより、317件317箇所の落書きが発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により317箇所の落書きが消去されました。

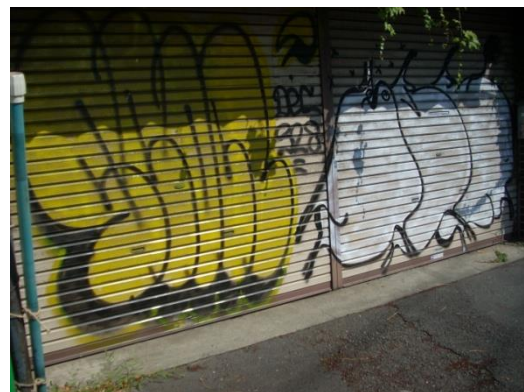


写真 4-3 市内の落書き状況

（2）美化活動の実施

●まち美化統一クリーンデーの実施

＜環境保全課＞

市では、地域の自治会・町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。表4-15のとおり令和5年度（2023年度）の実施団体数は115団体で、これらの団体には奨励金を交付しています。

表 4-15 奨励金交付状況

	実施団体	自治会・町内会数	達成率
令和2年度	111	185	60.0
令和3年度	116	182	63.7
令和4年度	112	182	61.5
令和5年度	115	180	63.9

●あき地の適正管理

＜環境保全課＞

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和 47 年 10 月条例第 23 号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表 4-16 のとおりです。

表 4-16 あき地の調査状況

単位：件

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調査件数	220	225	217	174
指導件数	100	146	87	84

●愛護会による公園や街路樹の清掃

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。令和 5 年度（2023 年度）に活動した団体数と箇所数は表 4-17 のとおりです。

表 4-17 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	91	160
街路樹愛護会	19	35

●アダプト・プログラム

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成 12 年（2000 年）10 月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードを設置し、清掃活動に必要な用具等を提供しています。

表 4-18 のとおり、令和 5 年度（2023 年度）は 19 団体がアダプト・プログラムを実施しています。

表 4-18 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
グリーンバード鎌倉	若宮大路	平成 21 年 4 月 1 日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成 18 年 11 月 1 日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成 19 年 10 月 1 日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成 20 年 5 月 1 日
トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS	天園ハイキングコース等	平成 22 年 10 月 1 日
東御門ボランティアグループ	西御門	平成 23 年 1 月 1 日
三菱電機株式会社電子システム 事業本部鎌倉地区	三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺	平成 23 年 3 月 1 日
鎌倉泣塔クラブ	鎌倉市指定文化財「泣塔」周辺	平成 27 年 9 月 25 日
花と緑のまち梶原山を創造する会	梶原山町内会	平成 28 年 4 月 1 日
鎌倉カストーディアルスタッフ	鎌倉駅東口周辺	平成 28 年 6 月 1 日
北鎌倉山ノ内清掃会	北鎌倉駅周辺	平成 29 年 6 月 1 日
NPO コンパストウキョウ ジャパン東京支部	小町通り及び周辺路地	令和元年 6 月 1 日
鎌倉ヘイセイズ	鎌倉旧市街地	令和 2 年 4 月 1 日
みらいふる二階堂	鎌倉市二階堂地区	令和 2 年 4 月 1 日
緑苑台坂の会	鎌倉市緑苑台	令和 3 年 3 月 1 日
鎌倉インターナショナル株式会社	モノレール湘南深沢駅周辺	令和 3 年 8 月 1 日
就労移行支援事業所 パスセンター大船	大船駅西口周辺	令和 3 年 11 月 1 日
リバーウォーク鎌倉	逆川、滑川上流及び周辺道路	令和 4 年 4 月 1 日
小町 morning clean	本覚寺周辺道路等	令和 5 年 10 月 1 日



写真 4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子

第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：鎌倉本来の生態系を守ります。

◆目標達成するための指標

野生動植物の生態調査・研究の推進
生態系の保全体制の整備

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでてきます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、緑化推進専門委員が、鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、自然環境のモニタリングを実施し、市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

（１）市内に生息・生育する野生動植物に関する基礎的な調査等の実施

●鎌倉市自然環境調査

＜みどり公園課＞

鎌倉市緑の基本計画で保全対象に位置づけた市内 22 箇所の緑地を対象に、平成 12 年度（2000 年度）から 14 年度（2002 年度）にかけて、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成 15 年（2003 年）3 月に報告書にまとめられ、その概要は表 5-1（22 地区の位置図は図 5-1）のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、令和 5 年度（2023 年度）末現在で、22 箇所の緑地のうち 14 箇所の全部又は一部の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用及び都市公園としての整備により保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査（平成 12～14 年度実施）結果概要

※地区名は調査時の調査対象地区名です。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
関谷公園 約 2.90ha	69 科 138 種	哺乳類：モグラ、タヌキ他 3 科 3 種 鳥類：17 科 25 種 爬虫類：カナヘビ 1 科 1 種 両生類：ニホンヒキガエル 1 科 1 種 昆虫類：79 科 201 種 底生動物：13 科 16 種	関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
城廻地区 約 4.5ha	66 科 166 種	哺乳類：モグラ他 3 科 3 種 鳥類：17 科 24 種 爬虫類：ヒバカリ 1 科 1 種 両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、 ニホンアカガエル 3 科 3 種 昆虫類：77 科 152 種 魚類：1 科 1 種 底生動物：12 科 14 種	城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性がある他、コガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。
玉縄城址地区 約 3.56ha	55 科 126 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：18 科 22 種 爬虫類：アオダイショウ 1 科 1 種 昆虫類：61 科 121 種	玉縄城址地区、植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。
植木地区 約 4.60ha	46 科 86 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：15 科 20 種 昆虫類：55 科 114 種	
龍宝寺地区 約 13.31ha	62 科 129 種	哺乳類：ヒミズ、モグラ他 2 科 3 種 鳥類：15 科 20 種 昆虫類：65 科 151 種	龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、植木地区と隣接し、かつその中央に位置していて、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要で、特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。
岡本地区 約 5.19ha	45 科 80 種	哺乳類：2 科 2 種 鳥類：11 科 14 種 昆虫類：35 科 80 種	岡本地区及び観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。
観音山地区 約 2.55ha	50 科 98 種	哺乳類：アカネズミ他 2 科 2 種 鳥類：18 科 23 種 昆虫類：48 科 96 種	

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
岩瀬地区 約 15.62ha	94 科 270 種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ 他 5 科 5 種 鳥類：17 科 26 種 爬虫類：3 科 4 種 両生類：ニホンヒキガエル 1 科 1 種 昆虫類：85 科 226 種 底生動物：9 科 10 種	岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリ・コナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられております。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。
貞宗寺地区 約 4.91ha	46 科 88 種	哺乳類：モグラ、タヌキ他 3 科 3 種 鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他 17 科 26 種 昆虫類：44 科 84 種	貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好な自然環境が維持されているものと考えられます。
天神山地区 約 5.42ha	63 科 126 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：16 科 20 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種 両生類：アマガエル 1 科 1 種 昆虫類：56 科 115 種	天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的に大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのことで、動物の移動経路として重要です。
六国見山森林公園 約 9.74ha	65 科 145 種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、アカネズミ他 4 科 4 種 鳥類：15 科 22 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種 昆虫類：51 科 131 種	六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。
上町屋地区 約 1.66ha	60 科 125 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：13 科 19 種 昆虫類：31 科 78 種	上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。
昌清院地区 約 1.02ha	70 科 136 種	哺乳類：1 科 1 種 鳥類：17 科 21 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ 2 科 2 種 昆虫類：53 科 106 種 魚類：1 科 1 種 底生生物：7 科 7 種	昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
鎌倉中央公園 (台峯) 約 36.69ha	104 科 361 種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他 6 科 7 種 鳥類：フクロウ他 21 科 38 種 爬虫類：4 科 6 種 両生類：4 科 6 種 昆虫類：127 科 453 種 魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、 クロヨシノボリ他 3 科 3 種 底生生物：25 科 30 種	鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。
等覚寺地区 約 2.73ha	76 科 157 種	哺乳類：1 科 1 種 鳥類：16 科 20 種 爬虫類：トカゲ 1 科 1 種 昆虫類：46 科 98 種	等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。
寺分一丁目地区 約 2.45ha	60 科 119 種	哺乳類：モグラ他 2 科 2 種 鳥類：14 科 17 種 爬虫類：ヤモリ、トカゲ、 カナヘビ 3 科 3 種 昆虫類：43 科 93 種	
手広地区 約 15.40ha	75 科 179 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他 5 科 5 種 鳥類：フクロウ他 22 科 36 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 シマヘビ 3 科 3 種 両生類：3 科 5 種 昆虫類：130 科 485 種 魚類：3 科 4 種 底生動物：21 科 24 種	手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良好な環境が維持されているものと思われます。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。
青蓮寺地区 約 1.44ha	64 科 129 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他 4 科 4 種 鳥類：15 科 18 種 爬虫類：トカゲ 1 科 1 種 昆虫類：59 科 110 種	青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、手広地区と比較的近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。

地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
手広・笛田地区 約 7.06ha	66 科 141 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他 3 科 3 種 鳥類：チョウゲンボウ 他 19 科 28 種 爬虫類：トカゲ 1 科 1 種 両生類：アマガエル 1 科 1 種 昆虫類：75 科 180 種	手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになるものと考えられます。
常盤山地区 約 21.60ha	80 科 206 種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他 3 科 3 種 鳥類：15 科 22 種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、ジムグリ 3 科 3 種 昆虫類：68 科 185 種	常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするツクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのこと。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。
広町地区 約 59.05ha	101 科 404 種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ他 6 科 7 種 鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロウ他 21 科 38 種 爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ 2 科 3 種 両生類：4 科 5 種 昆虫類：122 科 462 種 魚類：ホトケドジョウ、シマヨシノボリ 2 科 2 種 底生動物：29 科 38 種	広町地区は、22 地区で一番広い緑地で、緑地内に複数の谷戸が存在し、多様な水辺環境が形成されていました。そのため、多くの種が確認されました。しかし、一部の谷戸では乾燥化が進行しており、その対策が急がれます。広町地区は鎌倉市西部地域を代表する緑地の中心として保全していくことが重要です。
小動岬地区 約 0.83ha	35 科 62 種	哺乳類：イタチ他 2 科 2 種 鳥類：15 科 20 種 昆虫類：35 科 74 種	小動岬地区は 22 地区中唯一、海からの風を直接受ける地区で、海岸地区特有のイソギクハチジョウススキ群集やマサキートベラ群集が生育していました。他では生育しない海岸植物も多く確認されました。また、ユリカモメ、ウミネコなど、海岸に特有のカモメ類も確認されました。市民からは、アオバトが時々休憩しているとの情報が得られました。

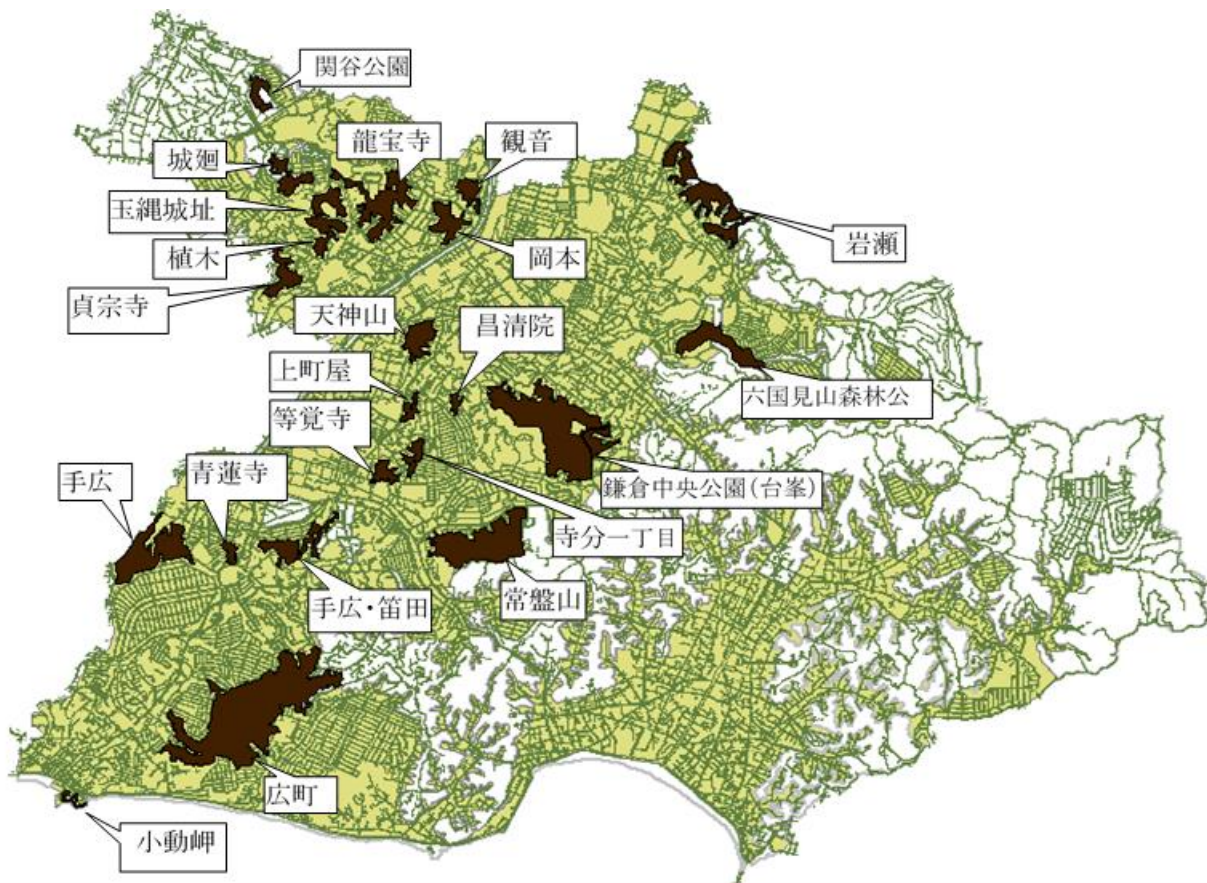


図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図

(2) 野生動植物の保全

●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

市では鎌倉市文化財保護条例に基づき樹木等を天然記念物に指定し、保護しています。鎌倉市指定の天然記念物は、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど 29 件があります。

●傷病野生動物の保護

<環境保全課>

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法第 88 号）に基づき神奈川県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。なお、同法第 2 条で「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物であると定義されています。

市では、平成 4 年度（1992 年度）から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

令和 5 年度（2023 年度）の実績は表 5-2、表 5-3 のとおりです。

表 5-2 傷病野生動物保護通報実績

	種類	通 報 内 容 及 び 件 数				
		病気	傷害	幼鳥獣	その他	合計
鳥 類	5	0	0	0	6	6
哺乳類	2	15	0	0	66	81
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	7	15	0	0	72	87

表 5-3 傷病野生動物保護処理実績

	種類	処 理 内 容 及 び 個 体 数					
		搬送	放野	死亡	指導	その他	合計
鳥 類	5	0	5	1	0	0	6
哺乳類	2	7	66	8	0	0	81
その他	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7	7	71	9	0	0	87

※鳥類はキジバト、トビなど、哺乳類はタヌキ、アナグマ

●鎌倉メダカ

＜環境保全課＞

環境省の絶滅危惧種に指定された鎌倉メダカは、市内では昭和 60 年（1985 年）頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和 40 年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ 55 匹を平成 11 年（1999 年）8 月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、平成 29 年度（2017 年度）までに、市内の小中学校等に合計 1,230 匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、鎌倉メダカの保護管理を行っており、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は 17.30 本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真 5-1）と呼ばれています。



写真 5-1 鎌倉メダカ

●特定外来生物対策

＜環境保全課＞

クリハラリス（タイワンリス）やアライグマなどの特定外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、市では平成 21 年（2009 年）4 月「鎌倉市クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画」を策定、また、県においても平成 18 年（2006 年）4 月に「神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、生態系の保全や生活被害の軽減を図るため、「個体数の削減」等为目标に取り組んでいます。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。

表 5-4 外来有害動物捕獲状況

年 度	捕獲数（頭）		
	アライグマ	ハクビシン	タイワンリス
令和 2 年度	252	96	1,268
令和 3 年度	244	81	1,092
令和 4 年度	202	73	1,193
令和 5 年度	214	48	2,861

（３）野生動植物の生息・生育に重要な場所（ビオトープ）の保全

●ビオトープ

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

ビオトープとは、ドイツ語で野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成13年（2001年）市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在も、市庁舎前の池では、鎌倉メダカ、モノサシトンボ、クロスジギンヤンマ、モリアオガエルなどいろいろな生き物を見ることができます。



写真 5-2 鎌倉市役所

2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：日常生活の中で、海、山、川など自然とふれあう機会を充実させます。

◆目標達成するための指標（再掲）

都市公園等の施設緑地の面積	令和 23 年度(2041 年度)に約 191ha
1 人当たりの都市公園等の施設緑地の面積	令和 23 年度(2041 年度)に約 12.2 m ²

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。

（1）ふれあいの場の確保

●鎌倉中央公園

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

自然とのふれあいや農作業体験などができるようにしました。平成 9 年（1997 年）6 月に修景池周辺の約 8.5ha、平成 16 年（2004 年）4 月には更に約 15.2ha が開園しました。その後、令和 3 年（2021 年）3 月に供用区域を 0.9ha 拡大し、園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成 20 年度（2008 年度）に特定非営利法人となり活動を発展させています（100 ページ参照）。

①市民による農業体験

（公財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4 月 2 日～3 月 10 日）は延べ 366 人、畑体験（4 月 10 日～3 月 11 日）は延べ 200 人の参加者がありました。



写真 5-3 市民による農業体験

②教室・講座の開催

(公財)鎌倉市公園協会主催で表5-5のとおりミニ園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。

講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

	開催日	テーマ	対象と参加者数
ミニ園芸教室	4月2日～3月24日の57回	野菜の土づくりなど	延べ232人
大人の講座	4月21日～11月24日の8回	雑草と育てる畑づくり土づくり、木を知って木を育てる剪定講座など	延べ70人
こどもの講座	こどもエコパーク：4月22日～11月25日の6回 こども写真教室：7月29日 こどもクラフト教室：2月23日	こどもエコパーク、こども写真教室など	こどもエコパーク：小学生など 延べ102人

●鎌倉広町緑地

<みどり公園課>

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成17年度(2005年度)から事業を進め、平成27年(2015年)4月より用地取得が完了した部分(約48ha)について開園しました。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、平成28年度(2016年度)から指定管理者制度を導入し、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場として、保全を前提とした上で自然環境の容量に応じた活用を図っています。



写真 5-4 鎌倉広町緑地

●市民農園の整備

<農水課>

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「大船地区市民農園」を開設しています。利用者は公開抽選により決定し、1世帯当たり1区画(15㎡または30㎡)を23ヶ月間利用することができます。また、今泉台地区及び手広地区の土地所有者が開設した市民農園について、開設までの支援を図りました。現在の市が開設する市民農園の区画数及び面積は、表5-6のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

	区画数	面積(㎡)
大船地域	89	3,599
合 計	89	3,599

●ハイキングコース

<観光課>

表5-7のとおり、自然とのふれあいが楽しめる3つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

No	コース名	経 路	距離 (km)
1	天園ハイキングコース	建長寺—天園—瑞泉寺	約 4.5
2	葛原岡・大仏ハイキングコース	浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏)	約 3.5
3	祇園山ハイキングコース	高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社	約 2.5

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

●自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

<スポーツ課>

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表5-9のような催しが実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

催 し 名	実施日 (参加人数)	実施主体
七里ガ浜地区スポーツ振興会 「七里ガ浜健康ウォーク」	令和5年12月9日 1回 17人	スポーツ課
小坂地区スポーツ振興会 「秋の歩こう会」	令和5年12月3日 1回 21人	スポーツ課
玉縄地区スポーツ振興会 「玉縄歩こう会」	令和5年11月26日 1回 15人	スポーツ課
植木地区スポーツ振興会 「歩けあるけ会」	令和6年3月24日 1回 17人	スポーツ課
腰越地区スポーツ振興会 「歩こう会」	令和6年3月25日 1回 10人	スポーツ課
深沢地区スポーツ振興会 「深沢地区健康ウォーク」	令和6年2月10日 1回 128人	スポーツ課
富士塚地区スポーツ振興会 「健康ウォーキング」	令和5年11月26日 1回 32人	スポーツ課
関谷地区スポーツ振興会 「健康ウォーク」	令和6年2月11日 1回 37人	スポーツ課
鎌倉海の魅力発信事業	令和5年9月1日～11月30日 160人	スポーツ課

●環境にやさしい観光の推進

<観光課>

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして11コースの「かまぐらの道」を選定し、市民・観光客へのPRに努めているほか、歩く観光を推進するための観光地図「ぶらり鎌倉マップ」を作成し、配布しています。

また、観光マップ「鎌倉」などの観光パンフレットにおいて草木の持ち帰り禁止や、ごみ・タバコの投棄禁止を明記し環境保全の呼びかけを行うほか、観光課ホームページにおいてもマナー周知のページを掲載し啓発に取り組んでいます。

●わくわく花フェスタ・鎌倉中央公園フェスティバル

＜市民・事業者＞＜みどり公園課＞

（公財）鎌倉市公園協会が主催して、令和 5 年（2023 年）4 月 29 日に鎌倉中央公園において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及・啓発を図るため、花と緑をテーマとした「わくわく花フェスタ」の開催し、約 5,000 人の来場者がありました。

令和 5 年（2023 年）10 月 29 日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業の P R を行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、約 2,800 人の来場者がありました。

（３）自然とふれあうための指導者などの人材の養成及び確保

●緑の学校の開講

＜みどり公園課＞

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために、昭和 58 年度（1983 年度）から毎年度「緑の学校」を開催しています。なお、令和 5 年度（2023 年度）は 10 回開催され、受講者数は延べ 166 人でした。

※平成 20 年度（2008 年度）から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～令和 5 年度（2008～2023 年度）は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

●緑の学校等を通じた指導者の育成

＜みどり公園課＞

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。昭和 61 年度（1986 年度）からの延べ参加者は 1,751 人になります。

●緑のレンジャーの育成

＜みどり公園課＞

公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校 4・5 年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたレンジャー）を育成しています。令和 5 年度（2023 年度）は、ジュニアレンジャーは 11 回活動を行い、30 名（延べ 232 名）が参加。レンジャーは 9 回活動を行い、22 名（延べ 135 名）が参加しました。

※平成 20 年度（2008 年度）から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～令和 5 年度（2008～2023 年度）は（公財）鎌倉市公園協会へ委託しました。

シニアレンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成 20 年度から緑化啓発事業事務委託として公的な緑化推進団体へ委託しており、平成 20～令和 5 年度（2008～2023 年度）は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

第6章 循環型社会の構築

1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざします。

◆目標達成するための指標

ごみ・資源物の総排出量	令和7年度（2025年度）までに 平成26年度(2014年度)に比べ約17%削減
リサイクル率（資源化率）	令和7年度（2025年度）までに53.7%
一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	令和7年度（2025年度）までに 平成26年度(2014年度)に比べ約58%削減

わが国の廃棄物処理を取り巻く情勢は、資源が枯渇する懸念や温暖化といった地球規模での問題が生じているとともに、世界情勢に伴う資源価格の変動や超高齢社会の到来、インターネットの浸透によるライフスタイルの多様化などがみられます。

このような中、鎌倉市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。

平成9年度（1997年度）から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組みを始めました。当初は、飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も、平成12年（2000年）11月からはペットボトルの分別収集、平成16年（2004年）2月からは資源物の収集回数を月2回から毎週とし、平成17年（2005年）10月からは容器包装プラスチックの資源化、平成19年（2007年）4月からは使用済み食用油の資源化、平成24年（2012年）6月からは布団・畳の資源化、平成27年（2015年）1月からは製品プラスチックの資源化に取り組んできました。

また、平成27年4月1日からは燃やすごみ及び燃えないごみを対象に有料化を実施したことで、これらのごみの排出量が大きく削減されました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率日本一（人口10万人以上の都市）を達成しました。平成21年度（2009年度）から5年間は第2位、平成26年度（2014年度）からの3年間は3位、平成29年度（2017年度）は2位、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）まで1位と、依然高い割合を維持しています。

計画目標との比較では、令和6年（2024年）3月末現在、焼却量は22,484トンで、基準年度の平成26年度（2014年度）の37,284トンと比較して14,800トン、39.7%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は53,894トンで、基準年度の平成26年度（2014年度）の66,922トンと比較して13,028トン、19.5%の減少となっています。

令和5年度（2023年度）のごみ焼却量については、平成30年度（2018年度）までの目標としていた30,000トンに比べて約7,516トン削減され、平成30年度（2018年度）から継続して目標を達成することができました。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移

単位：トン

	平成 26 年度 (基準年)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総排出量	66,922	60,471 (90.4)	58,593 (87.6)	56,779 (84.8)	53,894 (80.5)
焼却量	37,284	29,994 (80.4)	28,483 (76.4)	22,659 (60.8)	22,484 (60.3)
総資源化量	32,455	32,153 (99.1)	30,959 (95.4)	32,186 (99.2)	31,614 (97.4)
リサイクル率	※1 48.5% ※2 48.2%	※1 53.2% ※2 52.7%	※1 52.8% ※2 52.6%	※1 56.69% ※2 56.28%	※1 58.66% ※2 58.49%

※1 リサイクル率＝総資源化量／総排出量

※2 リサイクル率は総資源化量に固形燃料化や飛灰の山元還元等は含めない。国は両方を公表し、全国ランキングは※2 による。

(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

●5 分別排出の推進

＜ごみ減量対策課＞

平成 9 年（1997 年）4 月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年 10 月からは、市内全域で従来の 3 分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた 5 分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量を推進するため、資源物は、平成 16 年（2004 年）2 月から収集回数を月 2 回から毎週 1 回にしています。

さらにごみの減量を推進するため、平成 27 年（2015 年）4 月から燃やすごみ及び燃えないごみを有料化しました。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、製品プラスチック、粗大ごみの区分などで、資源物で 13 品目、ごみで 8 品目の合計 21 品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成 16 年（2004 年）2 月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

●生ごみ処理機の普及

＜ごみ減量対策課＞

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成 3 年（1991 年）4 月から実施しています。助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1 台当たりの限度額は 30,000 円です。平成 24 年（2012 年）7 月から、一部の非電動型機種については窓口で直接販売を開始しました（助成率は 90%です。令和 2 年（2020 年）4 月途中から休止しています）。また、助成制度利用者にアンケートを実施し、市民の声をホームページなどに掲載するとともに、生ごみ処理機の購入動機や感想などをたずね、普及施策の参考としました。

更に、生ごみの減量及び資源化を促進し、意識の高揚を図るため、団体に生ごみ処理機を無償貸与するモデル事業を平成 23 年度（2011 年度）から開始し、3 団体 60 世帯に生ごみ処理機を配布しました。なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表 6-2 のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

	平成 2 年度～ 平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	累 計
助成件数	19,940	413	558	582	585	22,078
助成台数	22,030	423	591	603	612	24,259

※平成 2 年度以前のモニター・既普及台数及び平成 23 年度のモニターの数値(930 台)は累計に含めない。

●市施設及び事業所の大型生ごみ処理機の設定

＜ごみ減量対策課＞

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表 6-3 のとおりです。

また、事業所における大型生ごみ処理機の設定モデル事業として、平成 24 年（2012 年）3 月から平成 28 年（2016 年）3 月末まで医療法人湘和会湘南記念病院に、平成 25 年（2013 年）3 月から平成 30 年（2018 年）3 月末まで紀ノ国屋鎌倉店に設置しました。また、平成 26 年度（2014 年度）からイトーヨーカ堂大船店が、平成 27 年度（2015 年度）から特別養護老人ホームかまくら愛の郷が、令和 3 年度（2021 年度）から岩瀬保育園が、令和 4 年度（2022 年度）から有限会社小川商店が、補助金を利用して各 1 台設置しています。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

	名 称
市役所	市役所本庁舎
市立小学校	第二小学校、深沢小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、富士塚小学校
市営住宅	岡本市営住宅
合 計	9 施設

●啓発活動の実施

＜ごみ減量対策課＞

ごみの減量・資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（ごみの発生抑制、減量化及び資源化の啓発パネル等の展示）、ごみの減量に関するキャンペーン（生ごみ処理機の展示など）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、鎌倉ごみ減量通信の発行などにより啓発活動を実施しています。活動の実施状況は表 6-4 のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	令和 5 年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	28 回	670 人	24 人
ごみダイエット展	3 回	—	—
ごみの減量に関するキャンペーン等（イベント、販売店）	0 回	—	—
施設見学会	0 回	—	—
小学生、中学生を対象にした環境教育	6 回	約 41 人	7 人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育 （認定子ども園を含む）	6 回	不明	—
ごみ減量通信の発行	1 回	79,000 部	—

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

＜ごみ減量対策課＞

ごみの減量・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成 5 年度（1993 年度）に 25 人に委嘱し、その後順次増員し、令和 5 年度（2023 年度）には 188 人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●3R推進事業奨励金交付制度

＜ごみ減量対策課＞

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生抑制、減量・資源化事業にご協力いただいた自治会・町内会に対し奨励金を交付しています。奨励金の対象事業は、ごみの発生抑制、減量・資源化に係る勉強会やイベント、定期的なクリーンステーションにおける分別の啓発、生ごみ処理機の普及の促進などです。令和5年度（2023年度）にご協力いただいた自治会・町内会（奨励金交付団体）は108団体でした。

●リユース食器利用費補助金交付制度

＜ごみ減量対策課＞

限りある資源を有効利用するために、イベントでのごみの発生及び減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を図るため、平成23年度（2011年度）からリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助しています。令和5年度（2023年度）の実績は5件です。

●資源物分別収集の推進

＜ごみ減量対策課＞

限りある資源を有効利用するために、平成9年度（1997年度）から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。資源物（家庭系）の推移は表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物（家庭系）の推移

単位：トン

年度 項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
紙類等資源物	7,687	7,235	7,003	6,601
紙パック ミックスペーパー	1,895	1,771	1,691	1,480
ペットボトル	566	578	576	590
容器包装 プラスチック	2,858	2,840	2,772	2,675
植木剪定材	5,483	4,889	4,923	4,645
カン・ビン	2,046	1,978	1,885	1,784
使用済み食用油	51	51	46	45
製品プラスチック	394	355	339	346
合 計	20,980	19,697	19,235	18,166

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

※紙類等資源物とは、紙パック、ミックスペーパーを除く紙類及び布類を示します。

●植木剪定材の資源化等

＜ごみ減量対策課＞

植木剪定材の資源化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、市が委託した事業者の施設で破碎した後、バイオマス燃料及び土壌改良材に資源化しています。

資源化した土壌改良材の一部は、市の施設で市民に無料配布しています。

なお、植木剪定材の搬入量と土壌改良材出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入量	12,560	11,830	12,326	10,128
土壌改良材出荷量	593	473	438	353

※神奈川県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化

＜環境センター（笹田リサイクルセンター担当）＞

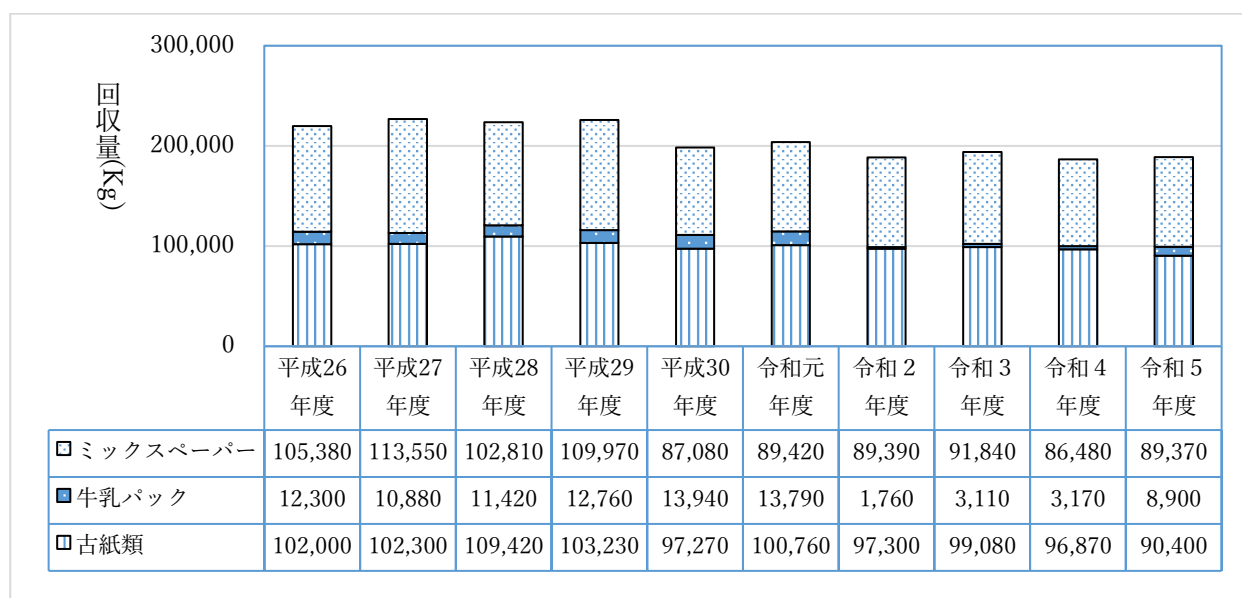
資源循環型社会を形成するため、平成9年度（1997年度）から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

●オフィス紙ごみの分別収集

＜環境政策課＞

平成3年度（1991年度）から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度（1995年度）からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年（1996年）7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しています。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。



グラフ6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移

●不用品登録制度

＜ごみ減量対策課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年（1979年）2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度（2008年度）からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-7のとおりです。

表6-7 不用品登録制度利用状況

単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲ってください	計	譲ります	譲ってください	計
令和2年度	789	37	826	623	11	634
令和3年度	1,133	54	1,187	909	16	925
令和4年度	1,793	91	1,884	1,285	10	1,295
令和5年度	2,064	76	2,140	1,362	8	1,370

●「図書リサイクル」の実施

＜中央図書館＞

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
図書館不要本	16,353	18,941	18,609	22,200
無料配布した本	7,278	7,322	6,657	7,142

●不用家具や古着などのリサイクル

＜市民・事業者＞

「特定非営利活動法人鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。令和5年度（2023年度）に開催したマーケット等の実績は表6-9のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

イベント名	実施日	内容	来場者数
笛田リサイクルマーケット	11月12日	ドライブインフリマ、古本市他	約800人

（2）再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

＜環境政策課＞

7、8ページ第1章 地球環境の保全、1 地球環境、（2）地球温暖化対策の推進の●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）を参照。

2 健全な水循環の推進（目標の項目⑬）

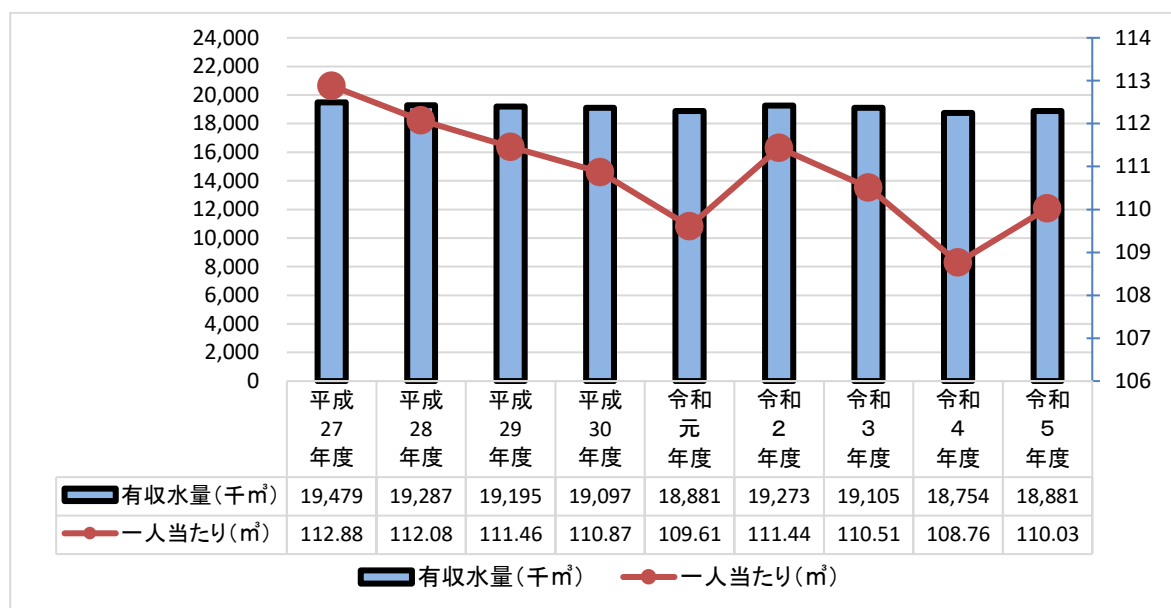
目標：健全な水循環の維持や回復に取り組みます。

◆目標達成するための指標

水の有効活用の推進

水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。



神奈川県企業庁水道事業統計年報より

グラフ 6-2 鎌倉市内の上水使用量の推移

（１） 上水の節水の促進

●浄化槽雨水貯留施設の設置

＜下水道経営課＞

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年（1995年）9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は表6-10のとおりです。

表 6-10 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数

単位：件

補助金限度額	平成7年～令和4年度	令和5年度	累計
40,000 円	133	0	133

●市施設における雨水の利用

＜環境政策課＞

鎌倉市では表6-11のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表6-11 市施設の雨水利用状況

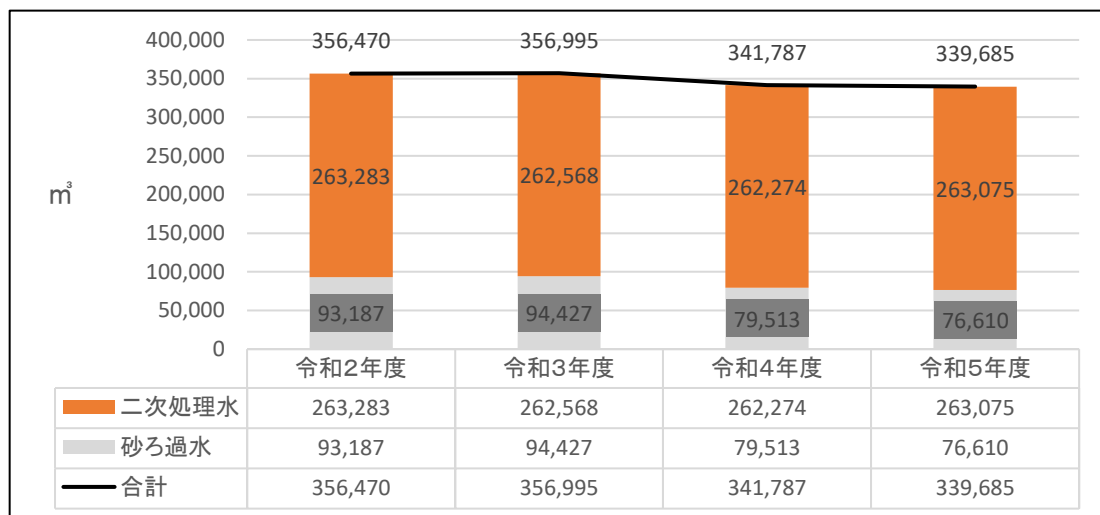
	原 水	供給能力 (m ³)	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	556	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
腰越行政センター	雨水	1,161	トイレ
合 計		1,992	

●市施設における水の再利用

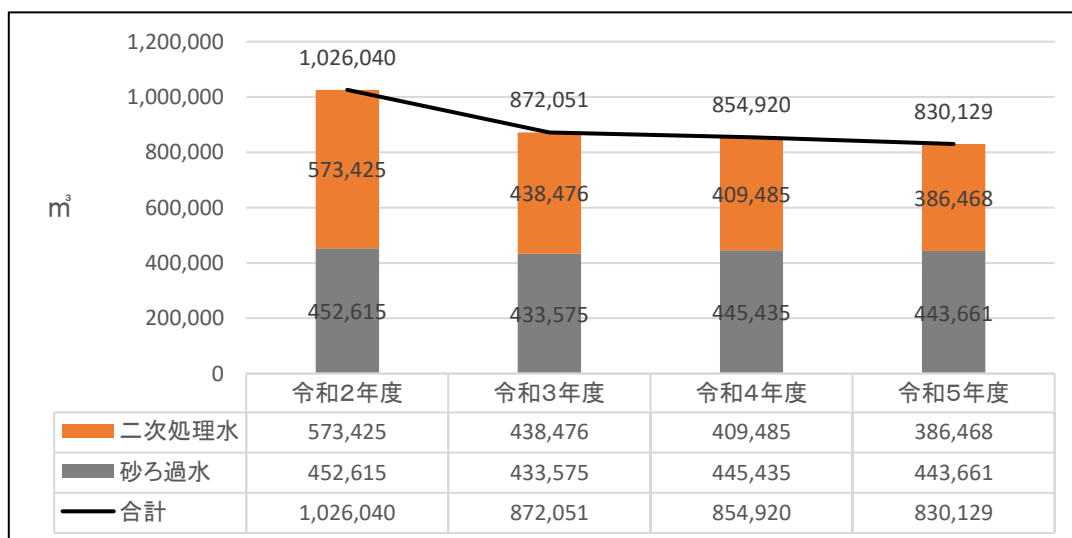
＜浄化センター＞

七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ6-3及びグラフ6-4のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水として砂ろ過水を利用しています。



グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用

（２） 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになりました。

3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：「地域の力で、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」をめざします。

◆目標達成するための指標

市内の年間電力消費量	令和12年度(2030年度)に 平成22年度(2010年度)に比べ20%削減
市内の年間電力消費量に対する再生可能エネルギー等による発電量の割合	令和12年度(2030年度)に25%

「鎌倉市エネルギー基本計画」で掲げた令和12年(2030年)における鎌倉市の将来ビジョン「地域の力で、新たな豊かさと安心を次代へ紡ぐ、スマートエネルギー都市・鎌倉」を実現するため、再生可能エネルギー等の更なる普及拡大により分散型エネルギーシステムの構築を行い、災害に強い地域づくりを進めるとともに、環境負荷の低減を行い、地域における安全安心なエネルギーの確保の向上を図っています。

※平成26年(2014年)3月に「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定し、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性や目標を示しました。また、平成27年(2015年)3月にはそれらを実現するための具体的施策や取り組みなどを明記した「鎌倉市エネルギー実施計画」を策定しました。第3期鎌倉市環境基本計画の計画期間においては、これらの個別計画に基づき、さまざまなエネルギーに関する事業を進めていますので、より詳細な事業内容は、「エネルギー施策実施状況報告書」をご確認ください。

(1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和54年(1979年)にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年(1998年)5月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成18年(2006年)4月1日に施行されました。

さらに、平成20年(2008年)5月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままで工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において庁内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた庁内体制を整備しました。

平成22年度(2010年度)に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として山崎浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成22年度(2010年度)から平成30年度(2018年度)の9年間で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努め、令和5年度(2023年度)も引き続き省エネルギーの推進に努めました。

本市のエネルギー施策推進のための取組方針を示し、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための組織として、両副市长と関係部長6名で構成される鎌倉市エネルギー施策推進委員会を平成24年(2012年)9月に設置しました。平成25年度(2013年度)は関係部長3名を新たに委員として追加しました。平成30年度(2018年度)には関係部長2名を新たに委員として追加し、構成人数は11名となりました。

●市施設における省エネルギーの取組

＜公的不動産活用課＞＜環境政策課＞

市役所では、平成7年(1995年)から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成16年(2004年)2月に「かまくらエコアクション21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。表6-12のとおり、基準年(平成15年度(2003年度))に比べ令和5年度(2023年度)は、電気使用量が17.5%削減、水道使用量は20.0%、ガス使用量は、平成17年度(2005年度)の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度(2006年度)を基準年とし、20.4%削減しています。

表6-12 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/㎡)	ガス(㎡/㎡)	水道(㎡/㎡)
平成15年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成18年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
令和2年度	92.7 (83.8)	*6.98 (93.3)	1.19 (82.6)
令和3年度	94.9 (85.8)	*7.10 (94.9)	1.20 (83.3)
令和4年度	92.5 (83.6)	*6.26 (83.7)	1.17 (81.3)
令和5年度	91.2 (82.5)	*5.95 (79.6)	1.15 (80.0)

()内は平成15年度を100とした指数

*平成17年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年として、指数100とします。

●市施設における省エネルギー機器等の導入

＜環境政策課＞

①公共施設の蛍光灯をLED等に変更する事業

平成24年度(2012年度)は、コストメリットが出る条件として、週5日以上かつ1日16時間以上、週7日かつ1日12時間以上の点灯がある蛍光灯を対象として選定を行い、平成26年度(2014年度)に市施設照明のうち、コストメリットが見込まれる10施設(4行政センター、鎌倉生涯学習センター、消防本部他4施設)の照明合計2,164本のLED化を実施しました。

②公共施設の照明器具をLEDへ取り替える修繕事業

令和5年度(2023年度)、鎌倉芸術館及び深沢中学校に係る長時間点灯の蛍光灯照明器具(年間を通じ1日当たりの点灯時間が概ね8時間以上のもの)について、計810台のLED化に係る取替修繕を実施しました。

③防犯灯のLED等省エネ型化事業

平成24年度(2012年度)に、市内の防犯灯約17,000本をESCO事業等により、LED化することについて検討しましたが、防犯灯の把握・管理が不十分であること、防犯灯の所有・管理が自治体がないことなどの課題があるため、継続して他市事例を踏まえつつ、鎌倉市での実現可能性を検証することとしました。

平成25年度(2013年度)は、引き続き検討を行い、最終的にはESCO事業等により防犯灯をLED化することを決定し、平成26年度には自治町内会への周知を行いました。

平成 27 年度（2015 年度）は、防犯灯を維持管理する自治・町内会等 157 団体から合計 16,001 灯の防犯灯の移管を受け、このうち 14,512 灯について L E D 型防犯灯への交換工事を平成 27 年（2015 年）9 月から平成 28 年（2016 年）2 月末にかけて実施しました。なお、残りの 1,489 灯については、既に自治・町内会等で L E D 化されたものであったため交換の対象外でした。平成 29 年度～令和 5 年度は、自治・町内会等が新設し、市に移管を受けた防犯灯も新たに事業対象として維持管理を行いました。

④公共施設へのデマンドメーター導入事業

契約電力が 500 k W 以上の 4 施設（本庁舎、鎌倉芸術館、山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター）については、デマンドメーターが設置されており、デマンド管理が行われています。

また平成 26 年度（2014 年度）には、太陽光屋根貸し事業により市内 3 小中学校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校）にデマンドメーターを設置しました。

●省エネルギー等の利用促進

＜公的不動産活用課＞

鎌倉市では、新設・改修工事において、L E D 照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

（２）家庭における省エネルギーの推進

●省エネルギーの普及啓発

＜市民・事業者＞＜環境政策課＞

鎌倉市では地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 20 年（2008 年）3 月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、同計画を引き継ぎ、発展させた計画として「鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画」を平成 28 年（2016 年）3 月に策定しました。本計画の中では、鎌倉市域における二酸化炭素排出量の削減目標を掲げており、省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、環境教育イベント、パネル展示、環境学習等を行ったりするほか、広報紙やホームページなどの情報提供による普及啓発を行いました。

（２）再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギーは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで温室効果ガスを排出せず、国内で生産することができる資源が枯渇しないエネルギーです。日本は、2030 年度に温室効果ガス排出量を 46%削減（2013 年度比）する目標を掲げており、温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」の普及をより一層進めていくことが必要不可欠です。

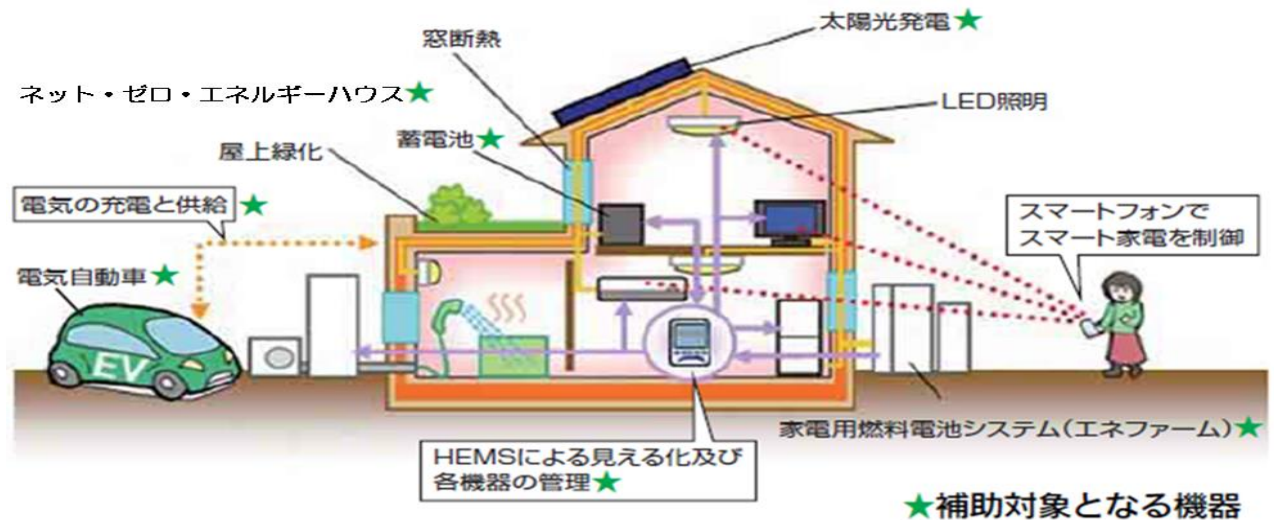
●再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費の補助

＜環境政策課＞

平成 21 年度（2009 年度）から、地球温暖化の防止に向け、また再生可能エネルギー・省エネ機器等の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギー・省エネ機器等の設備を設置する市民を対象に設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成 26 年度（2014 年度）に制度内容を改め、H E M S 機器の設置を必須とし、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車充給電設備を設置する世帯に対して補助を行いました。また、平成 27 年度（2015 年度）には、電気自動車の購入に対する補助を新たに加えました。平成 29 年度（2017 年度）からは H E M S 機器との併設が必要となっていた各対象設備の単独設置を可とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに対する加算補助も実施しました。

表 6-13 住宅用太陽光発電システム等設置費補助件数

	平成21～ 25年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	合計
件数 (件)	543	39	37	84	90	107	99	99	194	117	1,436



●市施設における再生可能エネルギー等の導入

＜環境政策課＞

①市施設における廃棄物エネルギーの導入

市の施設では表 6-14 のとおり、廃棄物エネルギーを有効利用するための設備を導入しています。

表6-14 廃棄物エネルギー導入施設

施設名	設備	導入時期
名越クリーンセンター	施設内給湯	昭和58年 2 月

②市施設における再生可能エネルギー等（太陽光発電）の導入

平成 24 年度(2012 年度)に、再生可能エネルギーの導入促進、学校教育の活用、非常用電源確保などの有効利用を図ることを目的として、太陽光発電屋根貸し事業を実施することを決定しました。対象施設は、建築面積が、1,000 m²以上、昭和 56 年(1981 年)以降の建築、新耐震・耐震補強済みの建物等の条件により、適地として小中学校 4 校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校、岩瀬中学校）を選定しました。

平成 25 年度(2013 年度)は、上記 4 校を対象施設として、屋根の使用を希望する事業者を 8 月から公募し、選考委員会によるヒアリングを経て 10 月に事業者を決定しました。発電出力は 4 施設合計で 217.98kW の発電量設備を導入済みです。年間発電量は約 24 万 4 千 kWh と推計されます（約 81 世帯分の電力）。

屋根貸しによる使用料収入が年間約 24 万円あるほか、屋根の防水工事が事業者の負担で実施されました（小坂小、植木小、手広中は全面塗布防水、岩瀬中は一部塗布防水）。また、非常時には発電された電気を市が無償で利用できるなどの利点があります。太陽光発電屋根貸し事業によって設置された設備を含む、市の施設での太陽光を有効利用するための設備の導入状況は表 6-15 のとおりです。

表6-15 再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設

施設名	発電容量	令和5年度の 発電量	設備	導入時期
鎌倉中央公園	18W	測定不可	外灯 1基	平成8年一月
市営諏訪ガ谷ハイツ	90W	測定不可	外灯 5基	平成8年一月
笛田リサイクルセンター	4kW	4,595kWh	系統照明	平成9年2月
たまなわ交流センター	9kW	8,938kWh	館内電力	平成10年5月
深沢中学校	10kW	測定不可	校内電力	平成22年3月
腰越なごやかセンター	92W	測定不可	街灯 2基	平成28年一月
防災備蓄倉庫	約60W	測定不可	倉庫内換気・照明	平成22年一月
第二中学校	3.34kW	測定不可	校内電力	平成23年2月
第一子ども会館・だいいち子どもの家	2.16kW	2,085kWh	館内照明ほか	平成24年12月
植木小学校	42.90kW	46,632kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
小坂小学校	42.12kW	54,990kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
岩瀬中学校	51.84kW	60,150kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年8月
手広中学校	81.12kW	102,098kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年10月
大船中学校	37.8kW	測定不可	屋上	平成28年7月
由比ガ浜子どもセンター	5.4kW	7,650kWh	施設内電力	平成29年8月

③ 市施設における再生可能エネルギー等（太陽熱）の導入

市の施設では表6-16のとおり、太陽熱を有効利用するための設備を導入しています。

表6-16 再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月

●再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業 <環境政策課>

再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業は、国の交付金を活用して市の施設に再生可能エネルギーや未利用エネルギー、蓄電池等を導入し、防災拠点の機能向上を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。この基金を活用して市の施設に太陽光発電設備や蓄電池の設置を実施しました。

表6-17 グリーンニューディール事業

施設名	設備	容量・規格	導入時期	令和5年度発電量
玉縄行政センター	太陽光発電設備 蓄電池	10kW 10kW	平成26年度	10,910kWh

●電気自動車（EV）の普及促進

<環境政策課>

電気自動車はガソリン車に比べて環境負荷の少ない移動手段として、脱炭素社会の構築に向けて普及が期待されています。市では公用車における次世代自動車導入推進として、電気自動車12台、ハイブリッド自動車6台を導入し、運用しています。また、EVのバッテリーから電源供給ができる1,500W電源供給装置も6台の電気自動車に搭載しており、この装置を使用すれば、災害等の際に非常用電源として活用できます。

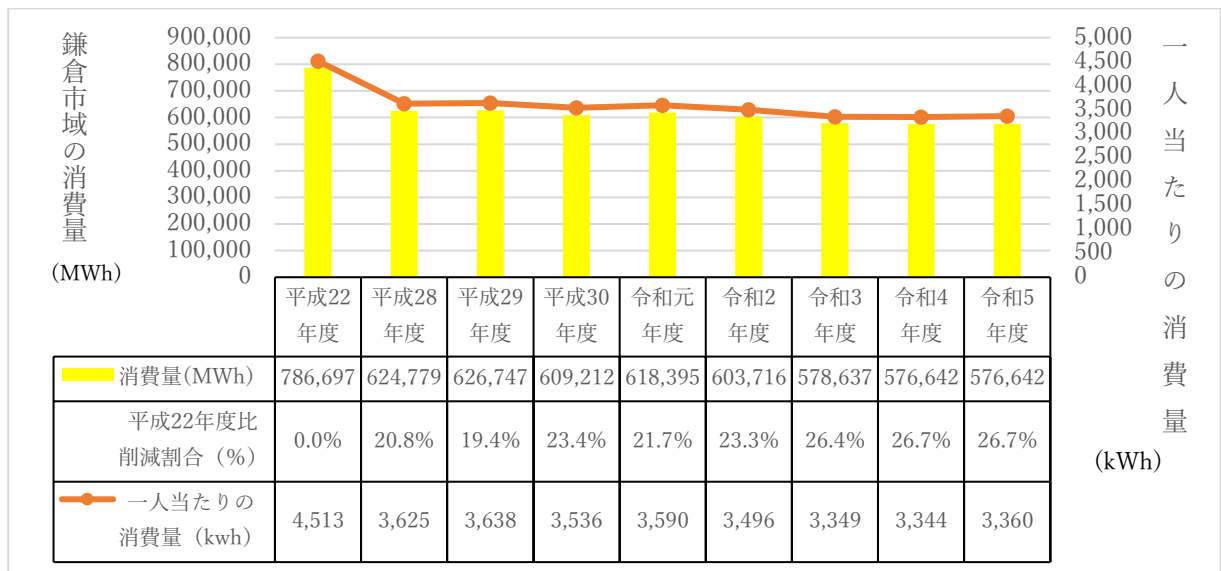


写真6-1 電気自動車からの電気供給

●市内の年間電力消費量の実績

<環境政策課>

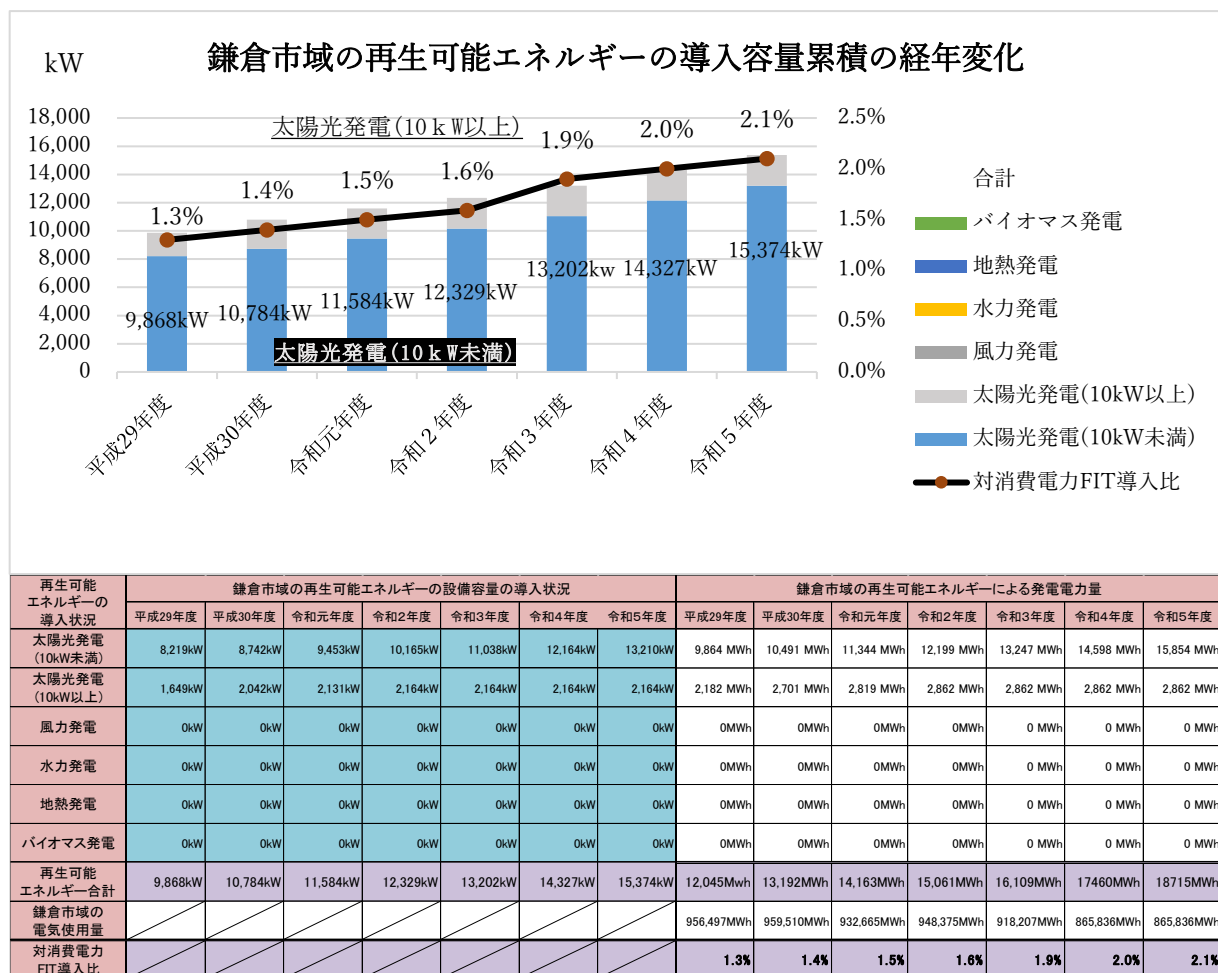
市内の年間電力消費量は以下のグラフのとおりとなっています。



グラフ6-5 鎌倉市内の年間電力消費量の実績

平成27年度までは東京電力（株）藤沢支社資料より推計。
平成28年度以降は環境省「自治体排出量カルテ」の「区域の電気使用量」を基に平成26年度及び平成27年度の実績から調整して本市が推計。

鎌倉市では、再生可能エネルギー普及率を高めるため74、75ページに記載のある住宅用再生可能エネルギー・省エネ機器設置費補助金の交付を平成21年度(2009年度)から行ってきました。現在の導入状況は次のグラフのとおりとなっています。



グラフ6-6 鎌倉市域の再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

※環境省「自治体排出量カルテ 環境省 地方公共団体実行計画策定・実行支援サイト」
 <https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html> (2025年4月)

※本グラフの再生可能エネルギー導入容量は、F I T制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を反映しています。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本グラフの値に含まれません。対消費電力F I T導入比は、鎌倉市域のF I T制度による再生可能エネルギーの発電電力量を、鎌倉市域の電力使用量で除した値です。鎌倉市域の再生可能エネルギーによる発電電力量は、鎌倉市域の再生可能エネルギーの導入容量と調達価格等算定委員会「調達価格等に関する意見」の設備利用率から推計しています。設備利用率は実際には地域差等があることから、推計値は実際の発電電力量とは一致しません。鎌倉市域の電気使用量は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」の標準的手法を参考に、総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計の部門別の電気使用量を各部門の活動量で按分して推計しました。ただし、統計資料の公表年度の違いから令和5年度(2023年度)の電気使用量は、令和4年度(2022年度)の値を用いたうえで、対消費電力F I T導入比を算出しています。

第7章 災害と環境への取り組み

1 災害により想定される環境負荷への取り組み（目標の項目⑮）

目標：大規模災害による環境負荷を低減できるまちにします。

◆目標達成するための指標

鎌倉市地域防災計画を活用できる体制づくり
鎌倉市災害廃棄物等処理計画を活用できる体制づくり

大規模災害時には被災地域のし尿や生活排水処理の問題が生じることから、下水道、排水処理施設等について速やかに緊急措置を講ずる必要があるため、平時の備えの構築を図っています。

● 災害廃棄物等処理体制の構築

＜ごみ減量対策課＞

大規模な地震や台風などの災害が発生すると、一時的にたくさんのごみが発生し、また道路の通行不能などにより平常時と同じ収集体制や処理方法では対応しきれないことが予想されます。そこで、市では、災害時における市民の皆さんの生活環境をできるだけ早く回復させるとともに、災害廃棄物を適正に処理するために、平成 19 年（2007 年）3 月に災害廃棄物等処理計画を策定しました。その後、東日本大震災をはじめとする災害廃棄物の処理に関する多くの教訓を踏まえ、平成 30 年（2018 年）3 月に名称を鎌倉市災害廃棄物処理計画と改め、より実効性のあるものに高めるため改訂しました。

● 災害時の生活排水処理体制の構築

＜下水道河川課＞

下水道施設は地震により被災した場合には、復旧に長期間を要し市民生活や社会活動に大きな影響を与えます。こうしたことから、緊急輸送路に指定されている箇所を対象に、液状化現象によるマンホールの浮上防止対策を行っています。

● 温暖化による集中豪雨対策

＜下水道河川課＞

浸水被害解消を図るため雨水管渠等の整備 1 箇所を実施しました。台風や大雨による浸水被害や雨水排水施設の損壊等を未然に防ぐため、準用河川等のしゅんせつ 3 箇所、雨水調整池のしゅんせつ 5 箇所、雨水排水施設の修繕等 7 箇所を実施しました。